

評価対象

事務事業名	障害者防災用品あっせん事業	開始年度	平成 24 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じたゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑨ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	ひとり暮らしの65歳未満の身体障害者等に対し、防災用品の購入をあっせんすることで、災害時に支援を必要とする身体障害者等の生活の安全を確保します。
事業の対象	【対象者】65歳未満の者であって、次のいずれかに該当するひとり暮らしの者又は該当する者のみの世帯 ① 身体障害者手帳1級、2級又は3級を有する者 ② 愛の手帳1度又は2度を有する者 ③ 精神障害者保健福祉手帳1級を有する者 ※他に高齢者等との混合世帯も対象
事業の概要	(1) 内容 防災用品を自身で準備することが困難な、ひとり暮らしの65歳未満の身体障害者等に対し、防災用品をあっせんします。 (2) あっせん品目 ①手回し充電ラジオ、②サバイバルブランケット、③避難セット（非常持出袋及び救急セット）④非常持出袋、⑤視覚障害者用防災ベスト、⑥聴覚障害者用筆談器、⑦聴覚障害者用補聴器バッテリーチェッカー (3) あっせん回数 1世帯につき1回限り (4) あっせん価格 価格は、一般世帯へのあっせん価格であり、非課税世帯は、9割減額、生活保護世帯は、免除 ①手回し充電ラジオ 8,925円 ②サバイバルブランケット 440円 ③避難セット（非常持出袋及び救急セット） 3,000円 ④非常持出袋 1,210円 ⑤視覚障害者用防災ベスト 4,590円 ⑥聴覚障害者用筆談器 2,916円 ⑦聴覚障害者用補聴器バッテリーチェッカー 2,050円
根拠法令等	港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	申請者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
指標	平成28年度	10	5	50.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	6	0	0.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	4	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—

指標から見た事業の成果 申請者数は、平成28年度と比べ減少しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	165	83	0	82	0	0	0	0	165	119	72%
平成29年度	130	65	0	65	0	0	0	0	130	60	46%
平成30年度	120	60	0	60	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 過去の実績をふまえあっせん品目の予定数量を減らしたため、平成30年度は事業費が減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	事業周知のためのチラシ配布について、総合支所のみでなく区民センターや図書館にも配布先を拡大することで、周知に努めました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区民の安全を確保するという視点から、必要な事業であり、今後もニーズはあるといえます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区でも同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	東京都の補助事業を活用し、歳入確保に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	申込み受付と認定は区で行い、防災用品の調達福祉工場に委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	事業が浸透したこともあり、申請者の数に大きな変動はありません。しかしながら、対象者に行き渡るよう引き続き周知していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	来年度に防災課で実施する防災用品あっせん事業と統合します。統合後も事業に関する問合せや対象者の確認について防災課とやりとりをする必要性があることが見込まれます。そのため、他部署と連携を強め対応する必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	防災用品を必要とする障害者のもとへ届け、障害者の生活の安全を図るものであり、事業継続の必要性があるといえます。
② 事業の効果性	4	障害者の安全確保を図ることができるため、効果があります。
③ 事業の効率性	3	視覚、聴覚障害者向けの防災用品がありますが、それ以外の防災用品については、防災課で実施する防災用品あっせん事業と重複しており、統合を予定しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ● 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	平成30年度途中より、防災課が行っている防災用品あっせんと各部署（高齢者、障害者、妊産婦）の防災用品あっせん事業を統合し、区民にとって分かりやすい制度とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 201

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	ヘルプカード普及事業	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要

事業の目的	身体障害者・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者全員、難病患者全員を対象にヘルプカードを配布することにより、災害等の緊急時の安全確保に寄与することを目的としています。また、啓発活動を行うことで共助の意識を高めます。
事業の対象	区内に住所を有する、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者並びに難病患者
事業の概要	区内に住所を有する身体障害者等に対して、緊急時や災害時に各々が必要とする支援内容等を記載できるようにしたヘルプカードを配布します。ヘルプカードを外出時などに携行することによって、緊急時や災害時に周囲からの効果的な支援が得られます。
根拠法令等	—

事業の成果

指標	指標1	交付枚数(枚)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	20	77	385.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	84	50	59.5%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	64	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	交付枚数は減少していますが、本事業は、緊急時や災害時に必要な支援内容等を記載できるようにしたヘルプカードを外出時などに携行することによって、緊急時等の安全確保に役立つと同時に、障害者が日常の外出時などに感じる不安感や心理的なストレスを軽減する効果もあり、障害者の社会参加と行動範囲の拡大が図られます。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	330	165	0	165	0	0	0	0	330	297	90%
平成29年度	205	0	0	102	0	103	0	0	205	200	98%
平成30年度	291	0	0	145	146	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業の拡充が必要な為、事業費は増加しております。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	新たにヘルプカード用のケースを作成し、利便性と普及率の向上に繋がります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成25年度に対象者に送付しているため、今後は、転入者のうち、希望する方に配布していきます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区でも同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	30年度の予算要求の内訳は、ヘルプカードの周知啓発用のポスターの作成に要する費用及びポスターの掲示（バスに2か月間掲示）に要する最低限のコストです。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	ヘルプカードの周知啓発用ポスターの掲示（バス車内）・印刷について委託しております。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	障害者への支援を目的とし、緊急時や災害時に支援が必要となった際に、他者へ情報を伝達するためのものであり、民間が代替する余地のない事業です。
事業の課題	災害時等に効果的な支援を行うことができるよう、特に所持者以外の人に対して周知を行うことが必要であるといえます。
次年度へ向けた事務の改善点	ケース作成に伴い、障害者からのお問い合わせが増えることが予想されます。迅速かつ丁寧な対応を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者の安全・安心の確保等の重要性に鑑み、事業は継続する必要があります。
② 事業の効果性	4	ヘルプカードに障害者本人が必要な支援内容を具体的に記載することによって、緊急時等の個別的な支援を明確かつ効果的に行うことができます。また、30年度にヘルプカード用のケースを作成することにより、利便性が改善されます。
③ 事業の効率性	4	事業に要するコストがヘルプカード本体、周知啓発用ポスター、ケース作成費に限定され、費用対効果の点で効率的な事業です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> 継続 <input type="radio"/> 改善 <input type="radio"/> 廃止 <input type="radio"/> 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	障害者の緊急時や災害時の安全確保に役立つと同時に、障害者が日常の外出時などに感じる不安感や心理的なストレスの軽減に効果的で、障害者の社会参加と行動範囲の拡大を図るものであり、事業継続の必要性は高いといえます。また、周知啓発用のポスター掲示だけではなく、新たにケースを作成することによって、障害者の方が身に着けやすくなり、交付実績及び普及啓発効果も向上すると考えます。

No 202

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	心のバリアフリー推進事業	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要

事業の目的	障害のある区民とない区民が互いの立場に立ち、お互いを理解し合えることを目指し、イベントでの交流等様々な手段を通じて、偏見や先入観がなくなるよう意識啓発を図ります。
事業の対象	区民（障害者週間記念事業はどなたでも参加可能）
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者週間ポスター原画展の開催 ●障害者週間記念事業～ともに生きるみんなの集い～の開催 <ul style="list-style-type: none"> 第1部 記念式典（企業等感謝状贈呈・ポスター原画入賞者表彰等） 第2部 啓発プログラム 第3部 記念講演
根拠法令等	障害者基本法

事業の成果

指標	指標1	記念事業～ともに生きるみんなの集い～参加者数			指標2	ポスター応募者数			指標3	原画展開催回数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	250	—	—	平成28年度	50	36	72.0%	平成28年度	5	5	100.0%
平成29年度	250	160	64.0%	平成29年度	50	43	86.0%	平成29年度	2	2	100.0%	
平成30年度	200	—	—	平成30年度	50	—	—	平成30年度	2	—	—	

指標から見た事業の成果
記念事業の実施を通じて、障害への理解啓発が促進されています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,621	340	854	427	0	0	200	0	1,821	1,726	95%
平成29年度	1,590	0	795	397	398	0	27	0	1,617	1,584	98%
平成30年度	1,606	0	803	401	402	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
執行率は高く、事業費は今後も現状維持の見込みです。
また、補助金等の歳入確保に努めています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	参加者のアンケート結果から、事業に参加することで障害者福祉に関する理解が深まったことや毎年事業に参加することを楽しみにしていることが分かります。また、障害者差別解消法の施行にあわせ、マスコミで取り上げられることもあり、区民の関心は高まっています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区を含めた23区で実施しています。
コスト削減の工夫・余地	限られた予算の中で、効果的に事業を実施しています。また、補助金等の歳入確保に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	障害者週間ポスター原画展の会場設営 障害者週間記念事業の会場設営及び舞台運営・進行等
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	障害者への理解を深める事業として適していると考えます。より多くの区民等に参加していただけるように効果的な周知方法・運営方法、開催内容について、検討していきます。
次年度へ向けた事務の改善点	障害のある人もない人も共に暮らすことができる社会を実現していくために、次代を担う子ども達への啓発を強化することが重要だと考えています。ポスター原画の募集や記念事業の実施について、より学校関係と連携を図り、周知していきます。また、実行委員会での意見を踏まえ、ポスター原画を展示する場所について、より多くの区民等に広く周知することができる場所（各地区での開催や通りの活用等）を検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	障害の有無に関わらずイベント等で交流することができる事業であり、障害者への理解啓発を図るとともに、障害者の社会参加を促進するために必要です。
② 事業の効果性	4	毎回、記念事業には、障害の有無に関わらず多くの方が参加しています。事業の円滑な運営を図るため、実行委員会形式を採用しており、区が主導ではなく、公募区民の参加もあり、効果的な手法です。
③ 事業の効率性	4	実行委員会が事業内容を企画立案をしており、計画的に実施しています。また、会場設営や運営については、委託することによって、職員の事務の軽減化を図るとともに効率的な事業運営を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害者週間は法律で定められており、障害者週間（12月3日～12月9日）の前後を含む期間中、障害や障害のある人に関する区民の関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するための事業を実施するように努めることになっています。今後も、障害者週間の期間を中心に障害者週間ポスター原画展及び障害者週間記念事業を開催し、障害への理解啓発を図るために事業を継続します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	重症心身障害児通所事業	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課発達障害者担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	② 障害のある子どもへの支援		

事業概要

事業の目的	在宅の重症心身障害児等に対し、通所の方法により地域での生活に必要な支援を行うことによって、重症心身障害児等の福祉の向上を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する地域の障害児施設等に通所が困難な未就学児の重症心身障害児。医療的ケアが必要な重症心身障害児を含みます。
事業の概要	<p>障害保健福祉センター指定管理事業所社会福祉法人友愛十字会に事業運営を委託し、こども療育パオの1クラスと位置付け「めろん組」と称しています。 委託している事業内容は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療的ケアの実施 2 理学療法、作業療法及び言語療法による機能回復訓練 3 日常生活における基本的動作訓練 4 集団生活への適応等の訓練 5 家族等の相談に応じ、必要な助言及び支援 6 車両による送迎 <p>定員 1日5名 利用日 2歳までの乳児グループは週2日母子通園 3歳以上の幼児グループ通所頻度は個別状況に応じる。原則、単独通所。</p>
根拠法令等	<p>児童福祉法、 港区児童福祉法施行規則 東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 港区重症心身障害児通所事業運営要綱 港区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱 港区重症心身障害児利用判定委員会設置要綱</p>

事業の成果

指標	指標1	利用者数（実数）			指標2	医療的ケア実施児数（実数）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	10	10	100.0%	平成28年度	10	5	50.0%	平成28年度			
平成29年度	10	11	110.0%	平成29年度	10	10	100.0%	平成29年度				
平成30年度	10	—	—	平成30年度	10	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
平成29年度は年間登録数11名。重症心身障害児の地域での日中生活の場を確保でき、また家族等からの相談に対し助言や支援を行うことができています。また、利用者にとっても、児童間の交流が図れ、心身の発達を促すことにもつながっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	44,301	0	0	40,012	0	4,289	753	0	45,054	42,462	94%
平成29年度	43,004	26,337	0	12,681	0	3,986	1,630	0	44,634	43,796	98%
平成30年度	42,444	17,697	0	14,208	0	10,539	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度は、年間登録数も増え、通所数も大きく増えていますが、障害者施策推進区市町村包括補助事業を得て、予算額が減っています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	医療的ケアや専門性の高い療育の充実を求める保護者のニーズは増加しています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	児童福祉法内の事業のため、概ね各都道府県、市町村で行われています。
コスト削減の工夫・余地	対象となる重症心身障害児は、気管切開後の吸引措置や経管栄養等の医療的ケアが必要であったり、重度の重複障害を持っています。そのため、安心安全な運営体制を確保するには、人員体制を手厚くせざるを得ない状況のため、コスト削減の工夫は難しい状況です。包括補助費の歳入を得ています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	事業委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	登録児のなかで医療的ケアの必要な重症心身障害児が増加しています。また、医療の進歩が進み、様々な医療的ケアが求められ複雑化しています。安心、安全に利用していただくために、福祉施設としての受け入れについて検討が必要と考えます。
次年度へ向けた事務の改善点	医療の進歩や医療的ケアの複雑化等の情報収集に努め、療育意見書や主治医意見書等書式を修正、整備する必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	今後も、区民需要が見込まれ、事業の継続が必要です。
② 事業の効果性	4	他機関では対応が難しい児童を対象としているため、効果は高いです。
③ 事業の効率性	4	業務委託を行い、効率的に実施しています。包括補助費の歳入を得ています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	今後、就学を視野に入れた年齢より、一人当たりの通所回数の増や通所希望者の増が想定されます。 東京都の補助金を得るために、1日の通所定員数に対する保育スペースや職員配置数等が決められているため、保育室の拡大や職員数の増加について引き続き検討します。 また、財源は「障害者施策推進区市町村包括事業」を活用し、利用日数に応じて助成を受けます。補助基準額（限度額）はありません。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 204

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	重度身体障害児学校送迎支援	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心生活を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	肢体不自由児特別支援学校中等部から高等部に進学する重度身体障害児に対し、引き続き送迎支援を実施することにより、特別支援学校での9年間にわたる支援プログラムを生かし、円滑な地域生活への移行を目指します。
事業の対象	中等部在籍時に、特別支援学級等在籍児童生徒送迎事業を利用し、引き続き同一の肢体不自由児特別支援学校高等部に在籍している区内在住の重度身体障害児。
事業の概要	年間契約をしたタクシー会社が、利用者宅から各学校の往復を送迎します。利用者の費用負担はありません。
根拠法令等	—

事業の成果

指標	指標1	利用者数(人)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	4	4	100.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	8	10	125.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	11	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	特別支援学校高等部進学率が高い現状で、重度の身体障害があっても通学し、他の生徒と共に学習できたり、一環した特別支援学校ならではの教育・支援が義務教育時と変わらず受けられることで、円滑に地域生活に移行できる効果があります。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	16,622	16,622	0	0	0	0	0	0	16,622	16,491	99%
平成29年度	45,398	45,398	0	0	0	0	-168	-10,872	34,358	32,482	95%
平成30年度	54,138	54,138	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成30年度から委託事業者が変わりました。事業者を変更するにあたり、学務課とともに様々なタクシー会社と調整しましたが車両や乗務員の手配ができるのはこの1社しかない状況です。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	都は60分以内を達成したとしていますが、都から医療的ケアの必要な生徒はバスではなく、港区のスクールカーを利用するようにとの話もありましたので、今後も継続して実施する必要があります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	都立特別支援学校PTAから要望書が提出されています。また、議会からの要望もあり、ニーズは高いと考えられます。 また、今後も、対象となる在校生・中等部卒業生が予測され、需要は続くと思われれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	第1ブロックの千代田、中央、新宿区に確認したところ、スクールタクシーなどの類似事業は行っていません。
コスト削減の 工夫・余地	平成30年度は対象者が11名いますが、心身状況・住所地等を精査しルート进行调整した結果、同乗により運行車両は8台とし、経費を削減しています。今後も、状況の精査、ルートの調整等により、運行車両台数の削減に取り組めます。 利用者からの費用の一部負担ですが、都立の特別支援学校のスクールバスを利用している児童は自己負担がないため、この事業についても難しいと考えられます。
委託の有無	全部委託
委託の内容	年間契約をしたタクシー会社が、利用者宅から各学校の往復を送迎します。
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	東京都において、運行コースの設定の工夫により、通学時間の短縮がはかられ、実施されるまで、区の事業の継続が必要です。東京都による通学時間短縮の実現のため、引き続き強く働きかけを行ってまいります。
次年度へ向けた 事務の改善点	運用の内容等学務課の要綱と整合性をとりながら、今年度中に要綱を作成する予定です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	事業者が変更するにあたり、2月に保護者説明会を学務課とともに開催しました。その中で保護者からのスクールカーの運行に対して継続して実施してほしいとの強い申し出がありました。利用者のニーズが高いため、今後も継続して実施する必要があります。
② 事業の効果性	4	港区内には、重度身体障害者の通える特別支援学校高等部はなく、区民は、1区を超えた学校（世田谷区・大田区）への通学をせざるを得ない地理的な事情を配慮し、重度身体障害児の長時間の通学に伴う身体的負担を軽減する必要があります。その軽減策として、本事業による交通手段の提供以外に、保護者の経済的負担を要しない代替的な手段の確保困難であることか
③ 事業の効率性	4	バスを利用することにより、現在よりも送迎に時間がかかり、身体に負担がかかる可能性があること、医療的ケアが必要な生徒への対応が不明確である現状を踏まえると、今後も実施していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	上記に記載したとおり、現状を踏まえると継続して事業を実施する必要があります。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

No 205

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	原爆被爆者援護事業(①②原爆被爆者助成、③三療サービス)	開始年度	昭和 62 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	原子爆弾被爆者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	①区内在住(7/1現在)の被爆者健康手帳所持者(昭和62年度より開始) ②港区原爆被爆者の会(平成2年度より開始) ③区内在住の被爆者健康手帳所持者(平成7年度より開始)
事業の概要	①区内在住の被爆者手帳所持者に対して、年に1度見舞金(12,000円)を支給します。 ②港区原爆被爆者の会に対して、運営費、平和記念式典参加及び研修会開催費の助成を行い、会の自主的な活動を支援します。 ③区内4団体に所属する施術所において、施術サービスを受けることができるよう、対象者一人当たり、年間6枚の鍼・灸・マッサージの利用券を給付します。
根拠法令等	①②港区原子爆弾被爆者に対する見舞金支給要綱、港区原子爆弾被爆者の会助成要綱 ③港区鍼・灸・マッサージ利用券給付要綱

事業の成果

指標	指標1	見舞金支給者数			指標2	鍼・灸・マッサージ券利用者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	124	111	89.5%	平成28年度	68	63	92.6%	平成28年度			
平成29年度	113	97	85.8%	平成29年度	63	48	76.2%	平成29年度				
平成30年度	107	—	—	平成30年度	60	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果

①②見舞金の支給及び港区原爆被爆者の会への助成を通じて、被爆者の福祉の増進に寄与しています。
平成29年度 見舞金支給実績 107人
③鍼・灸・マッサージの利用券の配布は被爆者の方の健康増進に役立っています。
しかし、配布した利用券の半数以上が利用されていないという側面もあります。 平成28年度 利用券配布数 48人×6枚=288枚

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,765	2,753	0	12	0	0	0	0	2,765	2,427	88%
平成29年度	2,609	2,580	0	29	0	0	0	0	2,609	2,373	91%
平成30年度	2,547	2,540	0	7	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

被爆者が減少傾向にあるため、事業費が減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	①②被爆者の高齢化等により、見舞金支給対象者数が減少傾向にあります。 ③利用者からの要望はあがっていませんが、高齢化が進んでいる被爆者への福祉的給付として、今後も需要は高いと思われます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	①②他自治体においても同様の取組を展開しています。 ③本事業と同様の取組をしている展開している自治体はあります。
コスト削減の 工夫・余地	①②継続した活動をしている団体への給付と、団体に所属していない方も含めた手帳所持者への見舞金の給付という、2本立ての給付は、バランスの取れた妥当なサービスです。 ③高齢化が進んでいる被爆者への福祉的給付として、費用対効果の点で妥当なサービスです。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	鍼・灸・マッサージの施術委託
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	①②港区原爆被爆者の会の高齢化に伴い、今後活動内容が変わってくる可能性があります。その場合は、活動状況等に応じた助成内容や交付金額について検討する必要があります。 ③給付した券の半数以上が利用されていません。体調面で利用の必要性がなかったのであれば、問題はありますが、対象者の高齢化が進んでいることも利用率が低いことの要因の一つと考えられます。今後の動向を注視し、より利用しやすいサービス提供が必要となる可能性があります。
次年度へ向けた 事務の改善点	適切な鍼・灸・マッサージの利用券給付枚数を検討してまいります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	①②見舞金受給者の減少、会員(対象者)の高齢化が見られますが、同様の事業を継続していく必要があります。本事業に目的・実施内容からすると、区が実施することは妥当です。 ③対象者の高齢化に伴い、必要性は継続すると思われます。
② 事業の効果性	4	①②90%以上の達成率となっています。 ③手帳所持者の概ね2分の1の方が利用券給付申請しています。健康の維持増進の一助になっています。
③ 事業の効率性	4	①②事業の実施手段は妥当かつ効果的です。 ③対象者の高齢化に伴い、より利用しやすいサービスの提供が必要となる可能性があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	①②見舞金受給者の減少や会員の高齢化が見られますが、被爆者の健康維持増進と福祉の向上を図るため、事業継続していく必要があります。 ③対象者の高齢化に伴い、需要が増加する可能性があります。被爆者の健康維持増進を図る上で、事業の必要性は持続すると考えられます。

評価対象

事務事業名	いちよう学級	開始年度	昭和 46 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	知的障害者が、学習、スポーツ、レクリエーション等を通して、社会参加への適応力を高めるとともに、仲間作りの場とすることにより、豊かな人間形成の向上に役立っています。
事業の対象	15歳以上の区内在住・在勤・在学者で、会場まで一人で通える知的障害者
事業の概要	活動は各グループ年間13回程度。通常活動は土曜、日曜日の午前9時～午後4時。生涯学習センターを主な活動場所としています。 活動内容は、講師によるスポーツ、工作、調理実習や、受講生がプログラムを考える自主企画などがあります。 年1回宿泊事業とバスハイクを実施しています。 毎回活動後「いちよう学級だより」を関係者に送付しています。
根拠法令等	障害者総合支援法、地域生活支援事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	延べ参加者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	615	822	133.7%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	615	926	150.6%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	930	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	港特別支援学校の講師の協力もあり、新たな受講者が毎年入っています。委託事業者についても、受講者との信頼関係を構築しています。 平成29年度 15回開催											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	17,957	3,445	8,978	4,489	0	1,045	0	0	17,957	17,956	100%
平成29年度	18,235	3,723	8,978	4,489	0	1,045	0	0	18,235	18,199	100%
平成30年度	17,963	3,546	8,978	4,489	0	950	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	29年度は、プロポーザルを実施したため、全体の予算額は増額していますが、委託料は、28年度以降据え置きです。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	事業の目的（障害者の社会参加）を再確認するとともに、安全面に考慮しながら事業を実施できるよう、関係者と協議しながら要綱を整備することにより、事業内容の再確認を行っていきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	在籍している受講者及び受講者の保護者からのニーズは非常に強いです。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	教育部門、障害者福祉課と所管の違いはあるが、23区すべてで実施しています。
コスト削減の工夫・余地	平成24年度から地域生活支援事業補助金に計上したため、コストは抑えられています。その他の削減については、事業実施場所を公共の施設をなるべく利用したり、受講者、講師からの食費や宿泊事業の半額自己負担をしてコストの削減を実施しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	事業運営委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	受講者の年齢や障害の程度が様々で、受講者数が増えている中で、安全面に考慮しながら、経験や実績のある事業者が継続的に事業を実施できる仕組みが必要と思われます。
次年度へ向けた事務の改善点	事業の目的（障害者の社会参加）を再確認するとともに、安全面に考慮しながら事業を実施できるよう、関係者と協議しながら要綱を整備することにより、事業内容の再確認を行っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	知的障害者の余暇活動としては、事業継続の必要性は高いです。
② 事業の効果性	4	事業の受講者数が年々増加傾向にあり、一定の効果があると思われます。
③ 事業の効率性	4	知的障害者の社会参加への適応力、仲間づくりの場としての機能は果しており、手法の効率性も一定程度はあると思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	毎年受講者数が増加していることや、受講者の活動への参加率が高いことから、今後も当事業を継続し、知的障害者の余暇活動を支援する必要があります。 今後は、より事業目的に沿った内容となるよう、実施方法等について検討します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 207

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者学習活動	開始年度	昭和 56 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	区内の障害者団体が、会員を対象として実施する学習活動を支援することで、団体の育成に寄与し、障害者の福祉増進を図ります。
事業の対象	港区心身障害児・者団体連合会の団体、代表者が、原則として区内在住または在勤している団体、構成員が5名以上で、その過半数が区内在住または在勤している団体
事業の概要	区内の障害者団体による自主的な学習会や講演会を行う時の講師の謝礼などを助成します。 助成上限：1団体あたり2万4,000円
根拠法令等	障害者団体の学習活動に対する支援実施要綱

事業の成果

指標	指標1	助成団体数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	17	16	94.1%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	17	17	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	17	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	障害者団体が企画し、実施する様々な学習活動を通じて、障害者の人生の内容の質や社会的に見た生活の質の向上を行い、障害者の福祉増進に役立っています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	456	456	0	0	0	0	0	0	456	384	84%
平成29年度	408	408	0	0	0	0	0	0	408	408	100%
平成30年度	408	408	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	事業費は、前年と同一です。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	障害者からの自主的活動への支援について、ニーズはあり、今後も引き続きニーズがあると見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者団体への助成制度はあるが、学習活動という限定的な助成は第1ブロックの千代田、中央、新宿にはありません。
コスト削減の工夫・余地	補助金額の上限を定めており、どの団体も上限以上に支出しているため、削減の余地はありません。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	本事業の根拠となる要綱では、学習活動の内容に関し詳細を定めていないため、助成の対象となる学習活動が広範囲にわたる傾向が見られます。助成対象とする各団体の多岐にわたる学習活動が、事業目的から外れないよう、各団体の学習活動の内容を核にしていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	助成対象とする各団体の多岐にわたる学習活動が、事業目的から外れないよう、各団体の学習活動の内容を把握し適切に処理していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	団体からのニーズは継続的にあり、障害者が地域の中で自立した活動を行うために継続が必要です。
② 事業の効果性	4	学習活動を行う団体への助成ではなく、研修活動の講師への謝礼の補助のため、障害者の様々な学習活動の場が確保されるという点で効果があります。
③ 事業の効率性	3	学習活動の全額を助成しているわけではなく、一部という面では、他の部分は受益者の負担があり、妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ● 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害者団体の学習や研修を支援することは、団体としてより活発な活動を行うために必要な知識や最新の情報を得る機会となっており、本事業の継続が必要ですが事業内容が同じ補助事業の下記事業と統合します。 「障害者団体助成・支援」 「聴覚障害者協会等通信費補助」
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者日中活動サービス推進事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年第123号。以下「法」という。）第5条に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」という。）が区内に設置する指定障害福祉サービス事業所等の運営に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とします。
事業の対象	法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つまたは複数行う事業所を原則として区内に設置し、かつ、適正な運営を行っている法人
事業の概要	（補助金の対象経費）補助金の交付対象となる経費は次に掲げるものとします。 （1）事業所の運営経費 （2）事業所（区外に存し、かつ5年以上継続して法第5条に規定する障害者福祉サービスを実施している事業所を含む。）の定員の増加及び事業若しくは作業内容の拡充に伴う区内移転又は増設に関する費用
根拠法令等	港区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	対象施設数			指標2	第三者評価受診事業者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	8	8	100.0%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度			
平成29年度	8	9	112.5%	平成29年度	5	5	100.0%	平成29年度				
平成30年度	9	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
障害者総合支援法第5条に規定する障害者福祉サービスを実施するために、区内に設置する指定障害者福祉サービス事業所等の運営に関する費用の一部を助成することで、サービス利用者の福祉の向上が図られました。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	81,141	0	0	81,141	0	0	-1,303	-24,938	54,900	54,189	99%
平成29年度	75,273	0	0	75,273	0	0	0	-15,759	59,514	57,741	97%
平成30年度	62,068	0	0	62,068	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
ここ数年減額補正をしておりますので、30年度予算は事業所の申請予定額と過去の推移から、予算額を減額しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	事業所が安定的な運営を続けるために、加算補助（第三者評価受審、障害者等雇用加算、メニュー選択式加算）をより利用するよう、補助内容の説明、周知をしていきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	第三者評価受審結果による改善が図られることは、区民からの要望であるサービス利用者の福祉の向上に役立っています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者施策推進区市町村包括補助事業の一般事業として23区で実施しています。
コスト削減の工夫・余地	第三者評価受審の促進を促すことにより、サービス利用者の福祉の向上に寄与しています。現在のところコスト削減の余地はありません。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	通所事業所が基本補助+補助内容（第三者評価受審、障害者等雇用加算、メニュー選択式加算）にあった事業内容を実施することにより、サービス利用者の福祉の向上に役立っています。事業所が安定的な運営を続けながら、常にサービス利用者の福祉の向上が目指せるよう、適切に補助内容の説明をし、補助金の利用を促進していくことが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	事業所が安定的な運営を続けるために、加算補助（第三者評価受審、障害者等雇用加算、メニュー選択式加算）をより活用できるよう、補助内容の説明、周知をしていきます。第三者評価の受審は実績が伸びてきているため、更に周知・啓発に努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	第三者評価受審の促進、障害者等雇用の実施等、補助金が交付されることで、事業所が安心して取組むため、事業継続必要です。
② 事業の効果性	4	対象経費が補助金として、事業所に交付されることから、事業者は安定した運営で、サービス利用者の福祉の向上に努めることができます。
③ 事業の効率性	4	対象経費が補助金として、交付されることは、事業所が安定して事業に取り組むことができ、効率性が高いです。また、実績報告により、清算が行われることから、区としても事業内容の把握がしやすいです。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	第三者評価受審にかかる経費が障害者施策推進区市町村包括補助事業の対象であり、サービス利用者が安定した質の高いサービスを利用するためには事業の継続が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	新橋はつらつ太陽運営補助	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者支援施設「新橋はつらつ太陽」の通所利用者の送迎に係る経費を補助することにより、事業者の安定的な運営及び通所利用者の安全性・利便性を図ります。
事業の対象	社会福祉法人長岡福祉協会 新橋はつらつ太陽
事業の概要	車両の購入・維持、車両の運転委託及び燃料等に要する経費を助成します。 【補助率】 10/10 【補助限度額】 予算の範囲内 【補助対象経費】 新橋はつらつ太陽の利用者の送迎に係る車両の購入・維持、車両の運転委託及び燃料等に要する経費 【事務手続】 新橋はつらつ太陽からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	新橋はつらつ太陽の利用者送迎費用補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	通所利用者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	47	46	97.9%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	46	44	95.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	44	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	障害者が、一人で安心して通所することができます。1日の定員が40人となるよう、通所者のスケジュールを組んで、事業を実施しているため、送迎の運行にも無駄がなく、有効な活用をしています。 平成29年度 マイクロバス 1台、ハイエース 3台での運行をしました。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	36,610	36,610	0	0	0	0	0	0	36,610	35,719	98%
平成29年度	37,305	37,305	0	0	0	0	0	0	37,305	36,834	99%
平成30年度	36,610	36,610	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	29年度は防災備蓄のカセットガスの入替えとヘルメット購入がありましたが、30年度は送迎の補助金のため、予算額が減ってます。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	一日の定員40人が満たされるよう、利用者の把握に努めています。障害をもつ利用者にとっては送迎は、欠くことのできないサービスです。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	新橋はつらつ太陽の通所利用者は定員の40名に達しており、利用者の通所日を把握することにより、登録人数を定員以上にしています。今後も、引続き需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	民間の事業所を利用しても、区立施設を利用するのと遜色がないよう、利用者負担なく通所できるようにと開始した事業です。他区での類似事業はないと思われれます。
コスト削減の工夫・余地	一日の定員40人が満たされるよう、利用者の把握に努めています。障害をもつ利用者にとっては送迎は、欠くことのできないサービスです。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	車両の購入経費も補助対象です。車両が平成18年、19年の2か年の間に購入されていることから、買い替えの時期が近付いていると考えられます。計画的な購入ができるよう事業者との協議が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	買い替えの時期に、計画的な車両購入ができるよう購入時期等事業者と調整します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	国や都からの補助制度はなく、事業者が送迎経費を支出することは事業者にとって過大な負担となるので区が実施する方法が妥当です。
② 事業の効果性	4	定員を超える利用者がいますが、登録者の通所日を把握することで、無駄のない運営ができています。
③ 事業の効率性	4	執行実績は安定しており、実施手段は妥当かつ効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	新橋はつらつ太陽の通所利用は定員の40名に達しており、引続き、事業の実施が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者施設等運営支援	開始年度	平成 19 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	<p>①障害者施設宿泊事業等補助金 区内の障害者施設を運営する事業者に対し、施設が実施する宿泊事業等に参加した区民に係る経費を補助し、社会参加や余暇活動の促進を図ることにより、障害者福祉の増進を図ります。</p> <p>②新橋はつつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金 区内の通所施設で調理した給食を提供する事業者に対し、設備の維持費等の給食の提供に係る経費を補助し、安全で良質な給食を提供することにより、障害者福祉の増進を図ります。</p>
事業の対象	<p>①新橋はつつ太陽、風の子会、西麻布作業所、みなと工房、工房ラピール、みなと障がい者福祉事業団</p> <p>②新橋はつつ太陽、西麻布作業所</p>
事業の概要	<p>①【補助基準額】 生活介護事業所：宿泊：区民（年1回）1人につき 30,000円 外出：区民（年2回）1人につき5,000円 就労支援事業所：参加した区民（年1回）1人につき22,000円 外出：区民（年2回）1人につき5,000円 【補助対象経費】 宿泊事業及び一日外出事業に区民が参加したときに係る経費 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。</p> <p>②【補助基準額】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に定める食費提供加算の有無 加算（有）の場合：1食当たり 350円 加算（無）の場合：800円 【補助対象経費】 給食に係る人件費、調理器具の購入費、光熱水費、事務費等経費 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。</p>
根拠法令等	<p>①港区障害者施設宿泊事業等補助金交付要綱</p> <p>②新橋はつつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金交付要綱</p>

事業の成果

指標	指標1	①宿泊等補助対象者数（延べ人数）			指標2	②給食費補助対象食数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
		平成28年度	平成28年度	平成28年度		平成28年度	平成28年度	平成28年度				
		451	372	82.5%	平成28年度	13,452	13,362	99.3%	平成28年度			
		450	367	81.6%	平成29年度	13,500	14,065	104.2%	平成29年度			
		446	—	—	平成30年度	13,516	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	<p>①対象施設において、社会参加や余暇活動の促進が図られています。</p> <p>②対象施設において、安全で良質な給食の提供がなされています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	10,007	10,007	0	0	0	0	0	0	10,007	8,752	87%
平成29年度	9,185	9,185	0	0	0	0	0	0	9,185	8,730	95%
平成30年度	9,047	9,047	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	<p>ほぼ予算額どおりに執行され、執行率は昨年度より上がりました。</p>										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	宿泊事業の基準において曖昧な部分があるため、基準の明確化の必要性について調査します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	①対象施設は、毎年事業を実施しており、今後も需要は見込まれます。 ②対象施設は、今後も給食の提供を行うため、需要は見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	第1ブロックの千代田、中央、新宿区に確認したところ、類似事業は行っていません。
コスト削減の工夫・余地	区立施設利用者との公平性の観点から、コストの削減は難しいと見込まれます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	①について、社会情勢や法改正に伴う制度変更等を踏まえながら給付額及び給付内容を見直し、事業をより適切なものとしていくことが課題です。
次年度へ向けた事務の改善点	①障害者施設宿泊事業等補助金 ②新橋はつらつ太陽及び西麻布作業所の給食費に係る補助金 対象経費を明確にするため、要綱に照らし合わせ書類審査を徹底します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	①及び②とも、国や都の補助制度はないため、区が実施する方法が妥当です。
② 事業の効果性	4	達成率が85%以上で、①については、施設利用者の社会参加や余暇活動の促進に寄与し、②については、施設利用者の経済的な負担をしてもらうことなく、安全で良質な給食が提供されており、施設を利用する障害者に対する福祉向上の効果は十分表れています。
③ 事業の効率性	4	①及び②とも、実施手段は妥当かつ効率的であり、執行実績は安定しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	①本事業により、区立施設と民間事業所の宿泊事業のいずれに参加する場合でも、利用者の負担額が同程度になっており、広く社会参加の機会や充実した余暇活動の提供に寄与しています。本事業は継続が必要です。 ②給食施設のある事業所に対し、助成することで、利用者の負担を減らしたうえで健康の維持増進に寄与する安全で良質な食事の提供が可能となっており、本事業は継続する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者（児）通所事業等助成	開始年度	昭和 56 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	①通所訓練事業を行う社会福祉法人等に対し、その運営費の一部を助成することにより、心身障害者（児）の自立更生の促進を図ります。 ②障害者総合支援法第5条に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続事業者に対し、利用者等の健康管理を図ること目的として実施する健康診査経費を助成します。
事業の対象	①NPO法人テクノシップ ②みなと障がい者事業団、西麻布作業所、みなと工房、工房ラピール、風の子会、新橋はつらつ太陽、アイエスエフネットベネフィット青山事業所、アプローズ南青山、レダクラフト、Future Design Lab Omotesando
事業の概要	①【補助基準額】 基準Ⅰ（年間延べ利用人員が1,050人以上）7,587,000円 基準Ⅱ（年間延べ利用人員が750人以上）5,433,000円 基準Ⅲ（年間延べ利用人員が450人以上）3,222,000円 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。 ②【補助基準額】 区内在住利用者、常勤職員とも1人に付き10,000円を上限として助成します。 【事務手続】 各施設からの申請に基づき、補助金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	・港区地域デイサービス事業実施要綱 ・港区障害者（児）通所訓練事業運営費補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	助成金額（千円）			指標2	健康診査受診率			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	7,587	7,587	100.0%	平成28年度	229	179	78.2%	平成28年度			
平成29年度	7,587	7,245	95.5%	平成29年度	229	165	72.1%	平成29年度				
平成30年度	7,587	—	—	平成30年度	229	—	—	平成30年度				
指標から見た事業の成果	①のべ利用者数が減少したため、返還金が生じました。 ②対象施設において、事業実施に伴う利用者負担が軽減されています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,979	9,979	0	0	0	0	0	0	9,979	9,459	95%
平成29年度	9,936	9,936	0	0	0	0	0	0	9,936	8,996	91%
平成30年度	9,718	9,718	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成29年度はテクノシップから返還金が生じました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	健康診査費について、補助制度を利用する事業所が当初予定よりも少ないので、事業の周知を行いました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	①対象施設は、毎年事業を実施しており、今後も需要は見込まれます。 ②対象施設は、今後も健康診査を行うため、需要は見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	①②第一ブロックの千代田、中央、新宿区に確認しましたが、類似事業は行っていません。
コスト削減の工夫・余地	①②区や都における他の補助等の対象となっている場合は、それらを優先して適用してもらっています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	健康診査が義務付けられていないサービス事業所に通所する障害者や、健診を受けるための移動や手続等に支援が必要な障害者が、事業所の支援のもと、経済的な負担をすることなく、健康診査を定期的を受診することができます。今後も、利用者等の健康管理を安定的に図るために、事業利用する事業所への事業の周知を進めていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	健康診査費について、補助制度を利用する事業所が当初予定よりも少ないので、事業の周知を進めていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	①②国補助制度はなく、区が実施する方法が妥当です。
② 事業の効果性	4	①については、達成率が95%以上、②については、達成率が70%近くになっていて、利用者への効果はでています。
③ 事業の効率性	4	①②実施手段は妥当かつ効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	①法内の事業所（就労施設・放課後デイサービス等）になじめない障害者（児）、法内事業所の対象とならない障害者（児）の居場所・定期的な通所を目指す場として、柔軟に運営することで法内施設のサービスの隙間を埋めている事業です。学校でのトラブルの相談、学習のつまずき、社会生活上必要な事柄等への支援の場でもあります。その後の円滑な社会生活への影響、長期間のひきこもりの予防という点で、費用対効果も大きいと考えられます。また、ひきこもりや移動に支障がある利用者等にとって、通いやすい区内に通所先があることも重要です。区内居住の通所者数も増加の傾向がみられており、今後も事業継続が必要です。 ②健康診査が義務付けられていないサービスの事業者に通所する障害者や、健診を受けるための移動や手続等に支援が必要な障害者が、事業者の支援のもと、経済的な負担をすることなく、健康診査を定期的を受診することができます。今後も、利用者等の健康管理を安定的に図るために、事業継続が必要です。

評価対象

事務事業名	障害者団体助成・支援	開始年度	昭和 56 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	区内の障害者団体に対して、活動費の一部を助成し、自主活動の充実を図ります。
事業の対象	心身障害者とその保護者を構成員とする会員の福祉向上のために活動する団体で、港区心身障害児・者団体連合会に加入している団体
事業の概要	<p>団体の運営、歩行訓練に係る以下の経費について助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体の運営事務 ・訓練、研修、講習会 ・教養の向上 ・レクリエーション ・地域社会との交流 ・歩行訓練事業 ・その他適当と認められる経費
根拠法令等	港区心身障害者団体助成要綱

事業の成果

指標	指標1	受給団体数			指標2	受給団体会員数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	8	8	100.0%	平成28年度	412	412	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	9	9	100.0%	平成29年度	437	408	93.4%	平成29年度			
	平成30年度	9	—	—	平成30年度	416	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成29年度は障団連に新たに1団体が加盟し、9団体に補助しました。（障団連を含む）											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	5,186	5,186	0	0	0	0	0	0	5,186	5,088	98%
平成29年度	6,191	6,191	0	0	0	0	0	0	6,191	6,052	98%
平成30年度	6,108	6,108	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	会員数に大きな変動はなく、ほぼ当初予算額どおりに補助金を交付しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	障害者団体の活動を支援することにより、障害者相互の情報交換や交流の場が確保されるとともに、障害者の権利擁護を推進する主体として充実した活動が展開されており、本事業を継続する必要があります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	団体の創設等により本事業への申請の可能性が考えられます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	同様の事業を他の自治体でも実施しています。
コスト削減の 工夫・余地	助成金のうち、団体の運営に係る経費については、会員数により算定していますが、歩行訓練費については、団体の活動内容に合わせて見直しを行う必要があります。平成31年度に向けて、今年度中に算定基準の見直しを行っていきます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	新規に加入する団体や加入を希望する団体がある一方で、既存の助成団体及び助成団体会員数については、ともに減少傾向にあります。障害者団体の活動を活性化させるために、港区心身障害児・者団体連合会と連携して助成団体や助成団体会員数を増加させることが課題です。
次年度へ向けた 事務の改善点	平成31年度に向けて、今年度中に算定基準の見直しを行っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	歩行訓練は、従来、区が実施していましたが、会員数の増加とともに、現在では団体自ら行っており、代替的に行うことは困難といえます。国や都の補助制度はなく、地域で活動する団体への助成を区が実施することは妥当です。
② 事業の効果性	4	各団体の実績報告から、本事業が事業活動に大きく寄与していると考えます。
③ 事業の効率性	3	算定基準は現状を踏まえて3年に一度見直しをしています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ● 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	障害者団体の活動を支援することにより、障害者相互の情報交換や交流の場が確保されるとともに、障害者の権利擁護を推進する主体として充実した活動が展開されており、本事業を継続する必要がありますが事業内容が同じ補助事業の下記事業と統合します。 「障害者学習活動」「聴覚障害者協会等通信費補助」
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者世帯民間住宅あっせん	開始年度	平成 4 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	住宅に困窮する障害者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅をあっせんすることにより、障害者等の良好な居住環境の確保を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する身体障害者手帳4級又は愛の手帳3度以上の人を含む世帯で、次の要件を備えている世帯 ①独立して日常生活を営むことができること。②立退きを求められていること。又は保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住宅に居住していること。
事業の概要	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをします。 ①礼金相当分（家賃月額2倍以内） ②仲介手数料相当分（家賃月額以内） あっせん相談の受付は各総合支所区民課で実施し、あっせん、決定、助成等は障害者福祉課で実施しています。
根拠法令等	港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	あっせん件数			指標2	成立件数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度			
	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度	1	0	0.0%	平成29年度			
	平成30年度	1	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	あっせん件数、成立件数ともに近年の実績はなく、居住におけるセイフティーネットとして仕組みとしては、ニーズが減少しています。障害者の住宅に関する相談はありますが、民間住宅のあっせんではなく、公的住宅、グループホーム、入所施設の整備などが主な内容となっています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	55	55	0	0	0	0	0	0	55	0	0%
平成29年度	55	55	0	0	0	0	0	0	55	0	0%
平成30年度	55	55	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成22年度以降、決算額、実績件数がないことから、障害者で自立生活を営んでいるケースでは、インターネットなどの普及により住宅を探すことが容易に可能な状況と考えます。										

評価対象

事務事業名	障害者サービス向上事業	開始年度	平成 16 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者サービスの普及啓発や障害者サービス提供事業者の振興、苦情解決等に努め、障害者サービスの質の向上を図ります。
事業の対象	区内在住の障害者、障害者の家族、障害者団体等
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者サービス苦情解決委員会（障害者サービスの利用者から申し立てられた苦情・要望について専門的な立場で解決方法を考え、改善等について意見を出し、また民間事業者等に対する苦情・要望の場合は、意見に基づき区から事業者に改善等を申し入れる機関） ●「障害者のためのサービス一覧」発行 ●障害者と区長との懇談会（区が障害者等の様々な要望や意見を聴取して、それらを区政に反映していくため障害者団体、民間障害者施設及び公募区民が一堂に会して区長と懇談する機会を設定する。） ●ポータルサイトコンテンツメンテナンス ●障害者サービス提供事業者の第三者評価支援（障害者サービス提供事業者が第三者評価を受審等を行うための費用を助成する。）
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・港区障害者サービス苦情解決委員会設置要綱 ・港区障害者サービス第三者評価支援事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	第三者評価支援障害者サービス提供事業者数			指標2	障害者と区長の懇談会出席者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	2	0		0.0%	平成28年度	30		36	120.0%	平成28年度
平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	30	39	130.0%	平成29年度				
平成30年度	1	—	—	平成30年度	30	—	—	平成30年度				

指標から見た事業の成果 「障害者のためのサービス一覧」やポータルサイトでは、区が実施する障害者サービスや情報を効果的に取りまとめ、区民にわかりやすく、効率よく届けています。また、障害者と区長の懇談会は、区長が障害者等の声を直接聴くことで、課題やニーズを把握し、区の施策に生かされています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,653	1,978	0	675	0	0	-63	0	2,590	1,871	72%
平成29年度	2,518	1,843	0	675	0	0	-68	0	2,450	2,085	85%
平成30年度	2,699	1,205	0	1,494	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 執行率は高く、事業費は今後も現状維持の見込みです。また、補助金等の歳入確保に努めています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	順調な事業がある一方、実績の振るわない事業も存在しますが、それらの事業も障害者サービスの普及啓発、サービス提供事業者の振興、苦情解決の確立のために潜在的な需要があると思われます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	「障害者のためのサービス一覧」のような障害者サービスに関する情報提供のための冊子は、各区で作成しています。また、第三者評価は、東京都の地域保健福祉推進区市町村包括補助金の対象事業となっており、東京都も受審を促進しているため、多くの区で同様に実施しています。
コスト削減の 工夫・余地	いずれも外部委託が困難な事業であり、予算の大半を「障害者のためのサービス一覧」の印刷費及びHPコンテンツ更新費用が占められているため、コスト削減の余地は少ないと考えられます。また、補助金等の歳入確保に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	HPコンテンツ作成委託
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	障害者と区長の懇談会には、障害者団体及び民間障害者施設は例年積極的に参加していますが、公募区民の継続的な参加等対象が増える傾向のため整理が課題となっています。(27年2人、28年3人、29年8人) また、運営方法の見直しが必要です。
次年度へ向けた 事務の改善点	障害者と区長の懇談会は、区長が障害者等の声を直接聴くことで、課題やニーズを把握できる貴重な機会です。今後、様々な機会をとらえて周知啓発を行い、公募区民の参加促進を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	「障害者のためのサービス一覧」やポータルサイトは、障害者が受けられる支援やサービス等をまとめた区の障害者福祉に関する主要な情報源であり、区民の関心が高いものです。
② 事業の効果性	4	「障害者のためのサービス一覧」は、区で実施している各種の障害者サービスが網羅されている点で、区民にとって利便性の高い冊子です。また、障害者と区長との懇談会は、障害者の生の声を区長が直接聴くことができる事業です。他の事業も含め、十分効果が認められます。
③ 事業の効率性	4	事業の実施経費で大きな割合を占めるのは、「障害者のためのサービス一覧」に要する印刷代とポータルサイトの更新費用です。無駄な経費の発生する余地は少なく、全体的にコストパフォーマンスは高いと認められます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	区長懇談会で寄せられた意見・要望は区の障害者施策の推進に貢献いただいています。サービス一覧やポータルサイトは区民への必要な情報提供となっており、必要な方は必要なサービスを届けるために有効な方法となっています。第三者評価への助成については、事業所の提供するサービスの改善・向上のために今後も引き続き普及を図る必要があります。苦情解決委員会についても、実績はありませんが、困難な事案が発生した際には、その解決のために必要な制度です。これらの事業については今後も継続して実施する必要があります。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者総合支援法自己負担金軽減事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者サービスに係る利用者負担額が高額となる障害者等に対し、利用者負担額を軽減し、経済的負担を緩和します。
事業の対象	利用者負担額が一定の基準額を超える区内在住の障害者サービス利用者
事業の概要	<p>障害者サービスを受けるに当たって、利用者負担額が一定の基準額を超える当該利用者に対し、経費負担の軽減を図るため、次の各事業を実施します。</p> <p>①居宅介護等の利用者の負担月額が18,600円を超える場合は、その超過部分を助成します。</p> <p>②障害者サービスの利用者が複数同居する世帯などにあつて、サービス費の負担月額を合算した額が一定の基準額を超える場合や、介護給付・訓練等給付のサービス利用者負担額、介護保険法に基づくサービス利用者負担額、児童福祉法に基づくサービス利用者負担額の合計額が37,200円を超える場合、その超過部分を助成します。</p> <p>③同一月に介護給付・訓練等給付、自立支援医療等を受給し、利用者負担額の合計が37,200円を超える場合は、その超過部分を助成します。</p> <p>④65歳到達前日までの過去5年間に於いて、該当する障害福祉サービス利用をしていた所得区分が生活介護、低所得の利用者に対して、介護保険移行後の自己負担分を助成します。（新高額障害福祉サービス費）</p>
根拠法令等	港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等に係る利用者負担額の軽減に関する要綱（概要①・③） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（概要②）

事業の成果

指標	指標1	居宅介護の負担軽減（概要①）による助成額（千円）			指標2	高額障害福祉サービス費助成額（概要②）（千円）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	3,948	2,604		66.0%	平成28年度	3,112		4,501	144.6%	平成28年度
平成29年度	3,963	1,928	48.7%	平成29年度	5,088	7,133	140.2%	平成29年度				
平成30年度	2,480	—	—	平成30年度	9,923	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果 障害者サービス等に係る利用者負担額が高額となる障害者等に対し、利用者負担額を軽減し、経済的負担を緩和しています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	7,072	4,738	1,556	778	0	0	34	0	7,106	7,106	100%
平成29年度	9,051	5,235	2,544	1,272	0	0	11	0	9,062	9,061	100%
平成30年度	12,403	4,963	4,960	2,480	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 予算執行状況は良好です。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあり、今後も本事業の該当者数は増加が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害サービスの利用者数は増加傾向にあり、今後も本事業の該当者数は増加が見込まれます。高額障害福祉サービス費の支給は、法令に基づく事務であり、他の自治体においても実施しています。
コスト削減の工夫・余地	法に基づいた制度と区独自に要綱を制定して行っているものであるが、極めて収入の少ない障害者においては負担軽減を行うことにより地域での自立した生活を支援するための施策であり、障害者世帯にとっては必須の施策であるため、コスト削減の余地は低いと考えられます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	障害者サービス利用に係る介護給付費・補装具費等や世帯構成等、利用者の個人情報が多数含まれるうえ、他部署からの情報も加味したうえで対象者を導きだし、勧奨から支払いまでを行う正確性を求められる事業のため、委託に馴染まないと考えます。
事業の課題	国の制度である高額障害福祉サービス費や区独自の食費軽減・居宅介護の負担軽減、統合上限の設定など、平成18年に施行された障害者自立支援法が応益負担になった時からの軽減制度であるが、その後、数回に渡って、国は負担軽減策を打ち出し、多くの障害者の自己負担額は軽減されてきています。また、新高額障害福祉サービス費については、関係部署と連携し円滑に遂行できるよう体制を整える必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	高額障害福祉サービス費は27年12月利用分まで、居宅介護への軽減については27年12月分まで勧奨し事務処理ができています。該当者へ申請のお知らせを遅延することなく実施するために、未処理分については早めに処理をし、執行率を高めて行きます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	本事業の給付を通じ、高額の利用者負担額を支払うこととなる利用者の経費負担の軽減が図られ、経費負担の適正化と利用促進の効果が期待でき、事業継続の必要性は高いと考えられます。
② 事業の効果性	4	当事業を実施し、利用者負担額を軽減をすることによって、経済的負担が緩和されています。
③ 事業の効率性	4	法令に基づく高額障害福祉サービス、区独自の軽減措置に係るサービス事務は、一括して集中的に行っており、手法の効率性は、適当と考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	法令・要綱の制度に基づいた利用者の負担軽減により、障害者が地域において豊かな生活を送ることに貢献していることから、本事業は継続して実施していく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	移動支援事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
事業の対象	①下肢機能障害者②高次脳機能障害者③内部障害者④知的障害者⑤精神障害者⑥障害児（就学児以上）⑦視覚障害者⑧難病患者等
事業の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の一つとして、区と協定を締結した居宅介護事業者がヘルパーを派遣し、障害者等の外出の介助を行います。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 港区移動支援事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	移動支援利用者数			指標2	移動支援協定締結事業者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	260	408	156.9%	平成28年度	86	97	112.8%	平成28年度			
	平成29年度	260	401	154.2%	平成29年度	97	103	106.2%	平成29年度			
	平成30年度	260	—	—	平成30年度	103	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	障害者の地域における自立生活と社会参加を促進する効果があります。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	207,917	46,781	103,959	57,177	0	0	697	0	208,614	208,613	100%
平成29年度	212,410	47,793	106,205	58,412	0	0	0	0	212,410	208,326	98%
平成30年度	237,085	53,344	118,543	65,198	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	年々需要が高まっており、毎年一定以上の移動支援利用が見込まれている状況です。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	利用者数・利用時間数とも年々増加傾向にあり、障害者の社会参加及び充実した日常生活を支援するために必須の事業として、今後も需要は増加することが見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業に位置付けられた事業であり、各自治体が取組んでいる事業です。
コスト削減の工夫・余地	現在も必要な方にサービスの提供を行っていますが、今後も案内を徹底し、効率的・効果的な利用になるように働きかけていきます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	移動支援提供事業所とは毎年度港区と協定を締結のうえ実施しており、委託には馴染まない事業です。世田谷区等他区も協定締結により実施しています。
事業の課題	障害者や障害児の実態に応じて支給量を決定していますが、介護保険適用者や就学前の障害児に対する支給決定については、介護保険のサービス優先や就学前の親の養育状況を見極めた上で、支給決定をしていく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	特に教育機関等への通学に関する移動については、希望する日時に円滑に利用できるよう協定締結事業者へ促すとともに、教育機関側へ合理的配慮の視点を含めてはたらきかけを行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	障害者・児への移動支援については、社会との関わりの方から必要なものです。
② 事業の効果性	5	この事業の充実によって障害者の自立生活と社会参加が促進されています。
③ 事業の効率性	4	区内外の移動支援事業者と協定を結び、サービスの提供を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	事業対象者や支給時間の制限等について検討していきますが、障害者の自立生活と社会参加の促進のために事業継続は必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者（児）日常生活用具給付事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	在宅障害者（児）に対して、日常生活用具を給付し、日常生活、就労等の社会生活の利便と向上を図ります。
事業の対象	区内居住する身体障害、知的障害または精神障害者で、原則として障害種別における障害程度が重度の人 ただし、給付種目によっては障害程度に達していなくても必要と認められる人 障害者総合支援法の対象となる難病等患者で給付が必要と認められる人
事業の概要	上記の対象者から特殊寝台、訓練いす、屋内信号装置、電気式たん吸引器、フラッシュベル、ストマ装具、人工鼻などの申請に基づき内容を審査のうえ、給付決定し日常生活用具支給券を交付します。それにより、業者が用具を納入します。費用負担について、原則給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって一月あたりの自己負担上限があります。生活保護・低所得者は無料です。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法律、港区障害者日常生活用具給付等実施要綱及び実施要領

事業の成果

指標	指標1	給付件数			指標2	支出額			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2,578	3,409	132.2%	平成28年度	35,970	38,229	106.3%	平成28年度			
平成29年度	2,954	3,184	107.8%	平成29年度	36,659	40,579	110.7%	平成29年度				
平成30年度	3,184	—	—	平成30年度	42,872	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	日常生活用具の対象品目については、毎年の見直しを行っており、障害者の生活の実情にあった日常生活の支援をしています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	35,970	8,993	17,985	8,992	0	0	2,347	0	38,317	38,229	100%
平成29年度	36,659	9,166	18,329	9,164	0	0	3,934	0	40,593	40,579	100%
平成30年度	42,872	11,387	20,988	10,497	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	技術革新の進展は著しく、用具の基準単価が増加する傾向にあります。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	事業の充実を図りながら、給付対象品目の選定や適正価格を見直しています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	障害者の安定した日常生活や社会参加のために必要不可欠な事業です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業に位置付けられています。
コスト削減の工夫・余地	事業の充実を図りながら、給付対象品目の選定や適正価格を見直しています。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	障害者の日常生活に利便をもたらすための用具等給付という観点から、障害状況を見極めたうえでその方の特性に合った用具を選定する必要があり、一定の知識を有するため。
事業の課題	対象品目の見直しは毎年行っていますが、障害者の社会参加の促進のためにより効果的な品目設定が必要です。技術革新の状況下、適した品目の選定が望まれます。
次年度へ向けた事務の改善点	申請件数に比例せず、予算額を満額支出もしくは流用対応する事業となっています。障害者の日常生活に欠かせない物を給付していることから、需要が継続して見込まれます。予算も需要に見合う額を予測し算出した対応をとるとともに、利用者の要望に応じて対象品目や基準額等の内容の見直しを行い、事業の充実を図ります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	障害者の自立生活の促進が図られています。
② 事業の効果性	5	住宅設備改善費を給付することにより障害者の日常生活を豊かにしています。
③ 事業の効率性	4	日常生活用具の対象品目については、毎年の見直しを行っており、障害者の生活の実情にあった日常生活の支援をしています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害特性に応じて日常生活用具を給付することにより、障害者が地域でいきいきと暮らしていくことが可能となっています。 地域生活支援事業の必須事業であり、引き続き事業を継続する必要がある事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	重度心身障害者（児）住宅設備改善費助成	開始年度	昭和 60 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	在宅の重度身体障害者（児）に対し、その者の居住する住宅設備の改善に要する費用（住宅設備改善費）を給付し、もって重度身体障害者（児）等の福祉の増進を図ります。
事業の対象	①区内に在住する身体障害で、原則として障害程度が重度の人。ただし、給付種目によっては、障害程度に達していなくても必要と認められる人。 ②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の対象となる難病等で、給付が必要と認められる人。
事業の概要	小規模住宅改修・中規模住宅改修・ハンズフリー住宅改修・屋外移動設備・階段昇降機・ホームエレベーター・難病小規模住宅改修・電動式ドア開閉装置 申請に基づき、内容を審査の上、給付決定し、住宅設備改善給付券を交付します。それにより、指定業者から納入又は施工を受けます。 原則、給付内容の1割の自己負担があります。ただし、所得によって一月あたりの負担上限があります。生活保護・低所得の人は無料です。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区重度障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要綱 港区重度障害者（児）等住宅設備改善費給付事業実施要領

事業の成果

指標	指標1	給付件数			指標2	小規模住宅改修（件数）			指標3	中規模住宅改修（件数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	7	5	71.4%	平成28年度	1	4	400.0%	平成28年度	1	1	100.0%
平成29年度	7	9	128.6%	平成29年度	1	3	300.0%	平成29年度	1	1	100.0%	
平成30年度	7	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度	1	—	—	

指標から見た事業の成果
住宅設備改善給付費は申請に基づく支出をするため、過去の支出傾向を勘案した見込みの予算額を要求しています。しかし、身体障害の程度で住宅設備改善を必要とする区民がいつ申請してくるのかの見込みがたてられないことから、実際の達成率に結びつけることが困難です。同給付費の中には1件で百万円を超えるものがあることから、少ない実績であっても、要求予算額に足りた支出ができるものです。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4,471	1,117	2,236	1,118	0	0	0	0	4,471	3,325	74%
平成29年度	2,973	744	1,486	743	0	0	2,085	0	5,058	5,057	100%
平成30年度	2,873	719	1,436	718	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
階段昇降機、エレベーター、室内移動設備等の場合は基準額が133万円で、内容によって1件の支給額が大きくなります。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	障害者の安定した自立生活の促進のために必要不可欠な事業です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の地域生活支援事業の必須事業に位置付けられています。
コスト削減の工夫・余地	事業の充実を図りながら、住宅設備改善種目の内容や適正価格を見直しています。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	障害状況を見極めたうえでその方の特性に合った住宅設備改善を行う必要があり、一定の知識を有するため。
事業の課題	住み慣れた自宅・地域社会で安心して自立生活を続けるために、事業内容を申請窓口である各地区総合支所窓口や広報みなと、ホームページ等で幅広く周知啓発に努めています。
次年度へ向けた事務の改善点	1件当たりの申請額が高額になり、申請されない場合もあることから、予算要求から適切な要求を行います。重度身体障害者（児）が地域で安定した生活をするように給付決定をします。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	障害者の自立生活の促進が図られています。
② 事業の効果性	5	住宅設備改善費を給付することにより障害者の日常生活を豊かにしています。
③ 事業の効率性	4	障害特性に応じて住宅設備改善費を給付することにより、豊かな生活を送ることに寄与しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	身体特性に応じた重度身体障害者（児）の住宅の設備改善をすることで、地域での生活が可能となります。地域生活支援事業の必須事業であり、引き続き事業を継続する必要がある事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	中等度難聴児発達支援事業	開始年度	平成 27 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児が、補聴器の装用による言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を図るため、補聴器の購入費用の一部を助成する中等度難聴児発達支援事業を実施し、難聴児の健全な発達を支援します。
事業の対象	次の要件を全て満たす者 ①区内に住所を有する18歳未満の者であること ②身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象となる聴力ではないこと ③両耳の聴力レベルが概ね30dB以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する者であること
事業の概要	補聴器の新規購入費及び耐用年数経過後の購入に係る費用の助成を、1台当たり137,000円を上限に行います。 申請に基づき内容を審査のうえ、給付決定します。 交付対象児童が属する世帯員の最多区民税所得割課税者の納付額が46万円以上は対象外。原則、1割の上限額以内の1割の自己負担があります。ただし、生活保護・非課税世帯は1割の自己負担はありません。
根拠法令等	港区中等度難聴児発達支援事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	給付者数			指標2	給付台数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2	2	100.0%	平成28年度	4	3	75.0%	平成28年度			
平成29年度	2	5	250.0%	平成29年度	2	9	450.0%	平成29年度				
平成30年度	3	—	—	平成30年度	3	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果 両耳装用又は片耳装用の状況により実績率が変動します。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	521	261	0	260	0	0	0	0	521	297	57%
平成29年度	261	131	0	130	0	0	798	0	1,059	1,059	100%
平成30年度	480	240	0	240	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 平成29年度については実績が多かったため予算が不足しましたが、今後は平成30年度予算規模で推移すると考えます。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	中等度難聴児の健全な発達支援として、継続して需要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都事業として、区市町村を実施主体として実施しています。
コスト削減の工夫・余地	事業の充実を図りながら、給付件数の適正量を見直しています。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	恒常的かつ定期的に申請がある事業ではないため、委託の可能性は低いです。
事業の課題	発足して間もない事業であることから、安定した事務処理ができるように申請受付窓口である支所と連携を図りながら対応します。
次年度へ向けた事務の改善点	支所が申請を受付するにあたり、事務処理マニュアルをわかりやすい内容へ見直しをはかることで、区民への周知や説明に反映していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	中等度難聴児の発達支援につながっています。
② 事業の効果性	5	補聴器を給付することで、言語習得やコミュニケーションを図る機会につながっています。
③ 事業の効率性	4	補聴器を給付することで、18歳未満の言語習得や生活能力、コミュニケーションの向上に寄与しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	手帳取得に至らない、中等度難聴児に対して補聴器購入を補助することで、積極的に補聴器を使用する機会につながっています。補聴器を使用することで聞こえを改善し言語習得・コミュニケーション工場など生活能力を高めることにつながります。申請も毎年あり、需要があることから継続事業とします。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	手話通訳員養成研修事業	開始年度	平成 28 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	28 新規
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術の指導を行う手話通訳者養成事業を実施することで、聴覚障害者等と健聴者との相互の意思疎通を円滑にし、聴覚障害者の福祉の増進を図るとともに、手話通訳者として活躍できる人材の育成を目的とします。
事業の対象	義務教育終了後の区内在住・在勤・在学者で15歳以上の者及び手話通訳者の養成の過程を修了後、主として区内において通訳活動ができる者。
事業の概要	研修は入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラス及び通訳者養成クラスに区分して実施します。 平成29年度末現在総受講人数125名。手話通訳者登録試験は3名合格し、平成29年度末現在の登録手話通訳者数は24名です。
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 港区手話通訳者養成事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	研修会参加実績者数			指標2	登録試験合格者			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	135	108	80.0%	平成28年度	5	2	40.0%	平成28年度			
平成29年度	135	125	92.6%	平成29年度	5	3	60.0%	平成29年度				
平成30年度	135	—	—	平成30年度	5	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
当初予定に対し、参加実績者、登録試験合格者ともに少なく目標達成ができていない状況です。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	8,238	2,060	4,119	2,059	0	0	0	0	8,238	8,238	100%
平成29年度	11,881	0	5,940	2,970	2,971	0	0	0	11,881	11,881	100%
平成30年度	11,881	0	5,940	2,970	2,971	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
各年度、港区社会福祉協議会に事業委託しており、執行率は良好です。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	聴覚障害がある区民からは、手話通訳員を要する希望は恒常的にあります。また一方で、手話を習得し福祉活動に役立てたい、自己研鑽のために学習したい等の要望もあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区全てが指定管理、委託、直営、補助の方法により実施しています。近隣区では、新宿区、目黒区、渋谷区が委託、千代田区が指定管理により実施しています。
コスト削減の工夫・余地	費用は主に、クラスに応じた講師の的人件費とテキストや資料等の会議費用のため、コスト削減は難しい状況です。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	研修は入門クラス、初級クラス、中級クラス、上級クラス及び通訳者養成クラスに程度を分けて、講習会の実施一式を港区社会福祉協議会に委託しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	研修会参加者が伸び悩んでいる状態にあることから、事業について幅広く周知を徹底し参加者を募る必要があります。また登録試験合格者について、活動しやすい環境や回数について調整する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	広報紙やチラシ配布、ホームページ掲載、事前説明会の開催等、周知を行い、参加者を増やします。また、年度途中での登録の可能性も探っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	手話奉仕員（通訳員）養成研修事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業の区市町村を実施主体とする必須事業であるため、継続する必要があります。
② 事業の効果性	4	合格者数の目標達成はしていない状況ですが、研修会参加実績者数は年々増え、登録試験合格者も増加しています。
③ 事業の効率性	4	港区社会福祉協議会に委託することで、レベルの異なるクラスの研修実施が可能となっており、効率性は高いと考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	手話奉仕員（通訳員）養成研修事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業の区市町村を実施主体とする必須事業であるため、継続は必要と考えます。また、幅広い周知を行うことで研修会参加実績者を増やし、登録合格者数を増やすことに結び付け、手話通訳員の養成を行っていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 221

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	地域で共に生きる障害児・障害者アート展	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	美術館等に区の事業で描いた作品や区内の障害者施設で制作した作品を展示することで、障害者の作品鑑賞の機会を通して、広く一般の人たちに障害者への理解を深めてもらいます。
事業の対象	どなたでも
事業の概要	区内美術館等での作品の展示 <平成28年度> ●みなとパーク芝浦 平成28年11月8日から平成28年12月8日まで 参加事業所 4事業所 障害者週間ポスター展同時開催 ●国立新美術館（六本木） 平成29年1月18日から30日 参加事業所 13事業所 アール・ブリュット展同時開催、障害者週間ポスター展応募者作品展示 <平成29年度> ●みなとパーク芝浦 平成29年11月14日から平成29年12月10日まで 参加事業所 4事業所 障害者週間ポスター展同時開催 ●国立新美術館（六本木） 平成30年1月17日から22日 参加事業所 14事業所 アール・ブリュット展同時開催、障害者週間ポスター展応募者作品展示
根拠法令等	障害者基本法 第3条 第25条

事業の成果

指標	指標1	のべ来場者数（人）			指標2	参加事業所			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	4,300	8,672	201.7%	平成28年度	12	13	108.3%	平成28年度			
平成29年度	4,300	2,521	58.6%	平成29年度	12	14	116.7%	平成29年度				
平成30年度	4,300	—	—	平成30年度	14	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	昨年は開催期間が短くなったこと、美術館内で他に大きな展示会がなかったため、来場者数が減っています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,863	466	931	466	0	0	219	0	2,082	2,076	100%
平成29年度	1,842	0	921	460	461	0	94	0	1,936	1,930	100%
平成30年度	2,076	0	1,038	519	519	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	29年度は新たに英語版のチラシを作成しました。30年度も昨年度と同規模での実施を予定しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	多くの人の目に触れる場所を選び、実施しました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	多くの方に作品を鑑賞してもらうことで、製作者のモチベーションにも繋がっています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	29年度は、23区中19区で類似事業を行っております。
コスト削減の工夫・余地	開催場所は会場のご厚意等により、無料の場所を利用しています。設営については安全に配慮し、設営する必要があり、コストがかかるため、費用の削減はできません。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	展示設営業務委託、設営デザイン及びチラシデザイン監修業務委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	毎年会場選定に苦慮しています。ミュージアムネットワーク会議を利用しつつ、障害者施設側のニーズも考慮に入れ、美術館以外の効果的な場所の選定も考える必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	多くの人の目に触れる場所を選び、今後も継続して、実施していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	障害者（児）のアートに触れることで、障害があっても、作品を作り出す楽しみが、出来上がった作品から感じられることから、理解が深まります。
② 事業の効果性	4	多くの人の目に触れる場所に展示することから、障害への理解につながります。また、作品制作者の制作への意欲や喜びにもつながっています。
③ 事業の効率性	4	多くの来場者が見込める美術館で開催することは、たくさんの反響があります。事業所から提出される作品のクオリティも年々上がっているものと思われます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害に対する理解を深めるためにも、継続した実施が必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者地域移行支援事業	開始年度	平成 26 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	地域における自立生活を支援するために、長期に施設入所している障害者のグループホーム等への移行を促進します。
事業の対象	新橋はつつ太陽を中心に自立できる障害者の方の地域での生活を支援します。
事業の概要	長期に施設入所している障害者の中で、区が地域移行を促す障害者については、本人及び保護者の了解を前提に、半年の間、区立グループホームでの生活訓練を行います。 訓練期間に評価を行い、地域移行が困難と思われる方については、施設に戻ることができるように当該施設の枠を確保しておくため、入所施設の事業運営者の損失利益を補填します。また、転居に要した費用も助成します。
根拠法令等	港区障害者地域移行支援事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	地域移行者			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	12	0	0.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	16	0	0.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	13	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	新橋はつつ太陽に入所している自立度の高い人に、グループホームへの移行を働きかけていますが、実績はありません。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	170	170	0	0	0	0	0	0	170	0	0%
平成29年度	170	170	0	0	0	0	0	0	170	0	0%
平成30年度	170	170	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	新橋はつつ太陽に入所している自立度の高い人に、グループホームへの移行を働きかけていますが、実績はありません。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	グループホームへ移行した後の再度の施設入所についての不安が払拭できないゆえに、ニーズが見込めない状況にあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	国の方針に基づいて各自治体が目標設定して取り組んでいますが、特別区では区の助成による事業展開は見受けられません。
コスト削減の工夫・余地	未だ実績はありませんが、今後も地域移行を促進していく必要があります。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	地域移行者に対する負担軽減のための補助制度なので、委託は馴染まないと考えます。
事業の課題	一旦グループホーム等への移行した場合、ADLが低下して再度施設入所が必要になった時、適した施設に入所できるかの不安を解消し、グループホームに移行する利点を打ち出していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	入所施設からグループホームへ転居することのメリットについて、区民に対し粘り強い周知啓発を行うとともに、平成31年度開設予定の(仮称)南麻布四丁目入所支援施設に係る利用希望動向を見据え、事業が利用しやすい内容となるよう改善を図ります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	限られた施設の範囲で、より必要度の高い人が入所できる環境整備は必要です。
② 事業の効果性	4	実績はありませんが継続が必要です。
③ 事業の効率性	4	地域移行が進むように、グループホームでの生活を知ってもらい、将来にわたって安心して自立の道を探ることに繋がることを実感してもらうために、グループホームで過ごす具体的な利点を示していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	一旦、施設からグループホームに移行した後、ADLが低下して再度施設入所が必要になった時、適した施設に入所できるかの不安があり、移行が進みません。今後も新橋はつらつ太陽に入所している人に対して、施設での様々な支援により、自立度のあがった人に対してはグループホームでの生活支援の充実を図り、今後も働きかけを続けていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	生活介護の設置・整備支援	開始年度	平成 27 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者の日中活動の場を確保するため、事業者が所有する既存の建物において、生活介護事業所の新規開設又は定員増加のための改築などを実施する社会福祉法人等に対して、新たに工事費等を助成することにより、開設時から安定した質の高いサービスの提供を図り、障害福祉の増進を図ります。
事業の対象	既存の建物を所有し、生活介護事業所の新規開設又は定員増加のための改築などを実施する社会福祉法人
事業の概要	<p>社会福祉法人等が生活介護事業所を運営するために、必要となる以下費用の総額について、基準額を比較して少ない方の金額を基準として、その2分の1を助成します。</p> <p>①開設準備期間中の事業所の借り上げ等に要する初期費用 ②事業所開設に必要な工事費又は改修費用 ③事業所開設に当たっての必要な初年度備品及び利用者送迎用車両調達費用</p> <p>なお、平成28年から、不測の事態により施設の立ち退きを迫られている等の特例な事情にある特定非営利活動法人風の子会に対して、特例として、事業所の借り上げ等に要する家賃補助を行うこととしました（区長決裁による決定）。</p>
根拠法令等	港区生活介護事業所設置整備助成事業実施要綱・その他

事業の成果

指標	指標1	助成した事業者実績数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	平成27年度は西麻布作業所を運営する社会福祉法人家庭授産奨励会が生活介護を設置する際に助成を行いました。平成28年からは、不測の事態により施設の立ち退きを迫られている等の特例な事情にある特定非営利活動法人風の子会に対して、特例として、事業所の借り上げ等に要する家賃補助を行うこととしました（区長決裁による決定）。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1	1	0	0	0	0	1,303	0	1,304	1,304	100%
平成29年度	14,604	14,604	0	0	0	0	5,249	0	19,853	19,852	100%
平成30年度	9,142	9,142	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	平成28年からは、不測の事態により施設の立ち退きを迫られている等の特例な事情にある特定非営利活動法人風の子会に対して、特例として、事業所の借り上げ等に要する家賃補助を行うこととしました（区長決裁による決定）。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	区内の生活介護事業者は定員を超えて受け入れている状況にあり、特別支援学校新卒者を含めた新規利用希望者について、受入れが難しい状態にあります。この状況が抜本的に解決される見込みがない場合、この制度に対する需要は今後もますます高まっていくことが想定されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他の自治体においても、生活介護の整備支援への取組みがあります。
コスト削減の工夫・余地	経常事業ではないこともあり、事務事業を取り巻く状況等により、必要に応じて庁内での意思決定を経た予算を計上しているため、コスト削減の工夫や余地はありません。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	生活介護事業者に対する助成制度なので、委託は馴染まないと考えます。
事業の課題	区の障害者施策を解決するための臨時的な側面を持つ事業であり、事務事業自体に大きな課題はありません。
次年度へ向けた事務の改善点	当初の事業目的に沿って、生活介護事業者に助成制度の周知をさらに強化し、区内の生活介護の新設や定員増加を促進します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	区内の生活介護の定員が不足している状況であり、助成をすることにより生活介護の新設や定員増加につなげていく必要があります。
② 事業の効果性	4	本来の事業目的と合致した助成については、平成27年度以降は実績がない状況ですが継続が必要です。
③ 事業の効率性	4	事務事業を取り巻く状況等による政策的な必要性に応じて、庁内での意思決定を経て実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	事務事業を取り巻く状況等による政策的な必要性に応じて、庁内での意思決定を経て臨時的に実施しています。なお、平成28年度から予算流用により開始した事業については、平成34年度まで継続して実施する予定です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 224

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）紙おむつ給付	開始年度	昭和 54 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者（児）に、より快適な日常生活を送れる生活環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図ることを目的としています。
事業の対象	区在住の身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または、精神障害者保健福祉手帳1級で、3歳以上65歳未満の人 *介護保険の対象となる人は含まれません(平成22年度より)
事業の概要	<p>【給付内容】 紙おむつの支給対象商品の中から給付限度の範囲内で選択します。平成29年度から防水シート、使い捨て手袋等の品目を追加しました。</p> <p>【給付方法】 委託業者が月1回指定の場所に配送します。</p> <p>【利用者負担】 月額 500円 *区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院されている人に対しては、おむつ代を助成しています。（限度額 月額10,000円）</p>
根拠法令等	港区重度障害者（児）紙おむつ給付要綱

事業の成果

指標	指標1	紙おむつの給付（受給者延べ人数）			指標2	おむつ代の助成給付（受給者延べ人数）			指標3	おむつ代の助成給付（助成額）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	1,800	1,769	98.3%	平成28年度	30	31	103.3%	平成28年度	1,200	1,172	97.7%
平成29年度	1,800	1,837	102.1%	平成29年度	30	29	96.7%	平成29年度	1,200	1,148	95.7%	
平成30年度	1,800	—	—	平成30年度	33	—	—	平成30年度	—	—	—	
指標から見た事業の成果	紙おむつの給付により、障害者が日常生活を快適に送れるようにするとともに、家族の経済的負担の軽減を図っています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	16,554	16,554	0	0	0	0	0	0	16,554	16,077	97%
平成29年度	16,623	16,623	0	0	0	0	489	0	17,112	16,526	97%
平成30年度	17,301	17,301	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	利用者が増えたため、事業費は増加しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	紙おむつの品目を増やし、区民のニーズへの対応を充実させました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成22年度より、障害者であっても介護保険の対象の人は、障害者福祉課ではなく高齢者支援課で給付しています。65歳到達、65歳未満の介護保険の対象者、入院による紙おむつ給付から紙おむつ助成への変更があっても、利用者数の大きな変動は見られません。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区22区中、21区で実施しています。(平成23年度)
コスト削減の工夫・余地	大人用紙おむつパンフレットの印刷は高齢者支援課と合同で印刷し、印刷費削減に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	申請と認定を区で行い、委託業者が支給をしています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	本人や家族の経済的負担をより軽減するため、利用者のニーズをとらえて品目等を検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	区民に必要とされる品目等を充実させるなど、利用者のニーズを把握する必要があります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害を持つことによる生活上の支障を解消するために、様々な出費が伴う障害者本人や家族の経済的負担を軽減する必要があります。
② 事業の効果性	4	障害者本人や家族の経済的負担を軽減することによって、生活水準の向上や日々の安心感の醸成を図れます。
③ 事業の効率性	4	排泄の管理に支障が生じている障害者への対応として、おむつの使用が一般的に用いられている手段です。広く普及しているおむつの使用に焦点を絞った支援は、排泄管理に係る他の代替的な対策に比べ、より多くの障害者の福祉の向上につながり効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害者(児)に、より快適な日常生活を送れる環境を提供するとともに、家族の経済的負担の軽減を図るために、おむつ等を現物給付したり、おむつ代を現金支給したりすることは、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 225

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	重度身体障害者等緊急通報システム整備	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	在宅障害者等が急病等に陥った際に、専門の警備員が出動して安否確認を行うことにより、障害者等の生活の安全を確保します。
事業の対象	区内に住所を有する18歳以上65歳未満の人で、身体障害者手帳1・2級のひとり暮らし又は障害者のみ等の世帯、並びにひとり暮らし等の難病の人
事業の概要	<p>身体障害者や難病患者が家庭内で急病などに陥った時、あるいは一定時間トイレの利用がない場合に、専門の警備員が出動して安否の確認や救助等を行い、安全を確保します。</p> <p>【内容】 緊急通報システム、火災安全システム、ライフリズムシステム（※）を一式で設置し、緊急の場合、火災発生時等に事業者（警備会社）に通報します。</p> <p>【費用】 利用者負担 月額 400円 （生活保護受給者及び住民用非課税者は無料） ※ライフリズムシステム・・・一定時間トイレを使用しなかった場合、自動的に通報するシステム</p>
根拠法令等	港区事業者方式緊急通報システム事業運営要綱

事業の成果

指標	指標1	総設置台数(台)			指標2	新規設置台数(台)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	19	13	68.4%	平成28年度	4	1	25.0%	平成28年度			
平成29年度	16	12	75.0%	平成29年度	3	1	33.3%	平成29年度				
平成30年度	15	—	—	平成30年度	3	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
設置台数は1台減りましたが、障害者の安否確認及び見守りの一助となっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	648	592	0	56	0	0	0	0	648	449	69%
平成29年度	572	522	0	50	0	0	0	0	572	408	71%
平成30年度	536	492	0	44	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
設置台数の実績の状況を鑑み、事業費は減少しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	申請される方に対してのパンフレットを作成し、事業の流れをわかりやすく伝えることが出来るようにしました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	ひとり暮らしの障害者等には、必要性の高い事業であるため、今後、大幅に設置台数が増加する見込みはありませんが、一定の需要は見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区で同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	東京都の補助対象経費内で実施しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	警備システム会社に、設置・緊急時対応等を委託しております。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	緊急時における障害者等の安全を確保するため、更に周知を徹底する必要があるといえます。今後、広報等の周知方法を検討していきます。
次年度へ向けた事務の改善点	29年度に作成したパンフレットの周知に向けても検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者の安否確認ができ、孤独死の防止につながる点等からも事業の継続が必要であるといえます。
② 事業の効果性	4	緊急時に対応するシステムがあることで安心して日常生活を送ることができるため、効果性は高いといえます。
③ 事業の効率性	4	委託料の支払といった簡便な方法で、障害者の日常生活の見守りに寄与することができる点から効率性は高いといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	緊急時における障害者等の生活上の安全を確保するため、事業継続は必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 226

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）寝具乾燥等消毒	開始年度	昭和 48 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者（児）で寝具の乾燥作業が困難と認められる人の寝具乾燥（年1回水洗い）を行い、衛生保持に努め、清潔な寝具環境の改善を図ります。
事業の対象	区内在住で身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、寝具の乾燥作業が困難と認められる人。（ただし、病院等に入院中の人は除きます。）
事業の概要	<p>【実施方法】 寝具乾燥消毒車で家庭を訪問して実施します。</p> <p>【実施回数】 年12回（うち1回は水洗い）</p> <p>【区負担】 寝具1組（乾燥消毒） 2,064円 掛布団1枚（水洗い消毒） 3,264円 敷布団（水洗い消毒） 3,264円 毛布1枚（水洗い消毒） 997円 羽毛布団（水洗い消毒） 5,208円</p> <p>【利用者負担】 寝具1組（乾燥消毒） 150円 （要綱第7条より） 掛布団1枚（水洗い消毒） 300円 敷布団（水洗い消毒） 300円 毛布1枚（水洗い消毒） 50円 羽毛布団（水洗い消毒） 300円</p>
根拠法令等	港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	延利用件数（人）			指標2	新規申請者数（人）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	1,055	1,060	100.5%	平成28年度	20	20	100.0%	平成28年度			
平成29年度	973	960	98.7%	平成29年度	20	8	40.0%	平成29年度				
平成30年度	1,092	—	—	平成30年度	14	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果 身体障害者手帳・愛の手帳・精神手帳を持っている障害者の日常使用している寝具を清潔に保持することを通して臥床環境の改善に役立っています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	2,320	2,320	0	0	0	0	19	0	2,339	2,339	100%
平成29年度	2,145	2,145	0	0	0	0	0	0	2,145	2,108	98%
平成30年度	2,428	2,428	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 利用件数の増加を見込み、事業費は増加しております。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	周知方法について検討します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	延利用件数は同程度で推移しているため、今後も一定程度の需要は見込まれるといえます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区全て同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	地区・日程を調整し効率的に配車しているため、コスト削減に寄与しているといえます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	委託先に、寝具乾燥消毒サービスを委託しております。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	現在は、窓口に来所した人または問い合わせのあった人に対し、ご案内を行っております。今後は、広報の掲載等、他の周知方法を検討し、ニーズに対応する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	周知方法について検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	今後も一定程度の需要が見込まれ、事業の継続が必要です。
② 事業の効果性	4	本事業により、寝具を清潔に保つことができ、福祉の増進の点から効果性は高いといえます。
③ 事業の効率性	4	委託により、効率的に実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	自ら寝具の乾燥作業を行うことが困難な障害者に対し、ハウスダストやカビやダニなどの発生を最小限に防ぐことになり、健康面の維持に貢献しており、臥床環境の改善に役立っています。事業の継続が必要です。

No 227

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	心身障害者（児）福祉理美容サービス	開始年度	昭和 52 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	理美容店へ出かけることが困難な障害者（児）に、理美容サービス登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、衛生保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図ります。
事業の対象	港区在住で ①東京都重度心身障害者手当てを受給している人 ②身体障害者手帳（体幹、下肢障害）1級の人 ③愛の手帳1度の人
事業の概要	【利用者負担】 1回 500円 【利用方法】 理美容サービス登録カード（理容回数年6回まで）を交付し、東京都理美容生活衛生同業組合みなと支部又は美容組合三支部連合会に加入する指定店名簿に登録された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。
根拠法令等	港区福祉理美容登録カード交付要綱

事業の成果

指標	指標1	登録件数(人)			指標2	理美容延件数(件)			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	70	61	87.1%	平成28年度	145	141	97.2%	平成28年度			
平成29年度	65	62	95.4%	平成29年度	162	140	86.4%	平成29年度				
平成30年度	62	—	—	平成30年度	153	—	—	平成30年度				
指標から見た事業の成果	外出が困難な人にとっては、心の張りが持て、豊かな気持ちで生活できるきっかけとなる事業です。また、自宅でサービスを受けられるため、家族の介護面や経済面での負担軽減に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	883	883	0	0	0	0	0	0	883	858	97%
平成29年度	986	986	0	0	0	0	0	0	986	852	86%
平成30年度	930	930	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	利用者が固定されているので、事業費は横ばいです。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	協力店を増やすなど、細かいサービス提供が必要です。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	利用者は固定的な傾向もありますが、潜在的な需要は多いと思われます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区において同様のサービスを実施しています。
コスト削減の 工夫・余地	理美容の協力店には、1回当たり本人負担分500円と区負担分5,980円の合計6,480円で委託している事業です。理美容出張サービスの実勢料金に比して安価であり、コスト削減の余地はあまりありません。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	申請と認定を区で行い、理美容組合加盟店がサービスを提供しています。
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	利用者の利便を向上させるために、より多くの理美容店の協力を得ることが課題です。
次年度へ向けた 事務の改善点	事業者団体への周知啓発など、障害施策への理解促進の促す必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	外出が困難な障害者にとっては、出張サービスによる利便性を享受でき、また、自宅において500円の負担でサービスが受けられることから、家族の介護面や経済面での負担軽減を図る上で必要な事業です。
② 事業の効果性	4	障害者本人や家族の経済的負担の軽減につながり、また、障害者本人が爽快感や清潔感を得られることによって、生活の質を向上させる効果があります。
③ 事業の効率性	4	理美容の店舗に行くことが困難な障害者に対して、区内の理美容店の協力を得ながら、出張サービスを提供することは、障害者本人や家族の経済的負担等の軽減のみならず、生活の質の向上に寄与するため、効率的な事業です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	障害者(児)に、より快適な日常生活を送れる環境を提供するとともに、本人や家族の経済的負担の軽減を図るために、理美容の出張サービスを提供することは、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業です。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

No	228	平成30年度 港区事務事業評価シート			
評価対象					
事務事業名	障害者（児）無料入浴券給付			開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係			種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長				
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する				
政策名	(23) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する				
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり				

事業概要					
事業の目的	障害者及び被爆者に対して公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、生活意欲の向上及び健康保持を図ります。				
事業の対象	区内に住所を有し、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳又は被爆者健康手帳の交付を受けた人				
事業の概要	<p>入浴券を希望する障害者及び原爆被爆者に対して、配布します。</p> <p>【給付時期】 毎年4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>【給付枚数】 障害者及び被爆者 大人、中人、小人とも一人あたり年間最大52枚 *申請月により給付枚数が異なります。</p>				
根拠法令等	港区無料入浴券給付事業実施要綱				

事業の成果												
指標	指標1	給付者数（年度当初）			指標2	利用枚数			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	700	687	98.1%	平成28年度	36,400	15,544	42.7%	平成28年度			
	平成29年度	700	753	107.6%	平成29年度	15,000	14,933	99.6%	平成29年度			
	平成30年度	700	—	—	平成30年度	15,000	—	—	平成30年度			
指標から見た事業の成果	入浴券の交付により、健康保持及び社会福祉の増進に寄与することができるといえます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	9,497	9,497	0	0	0	0	63	0	9,560	7,451	78%
平成29年度	7,159	7,159	0	0	0	0	0	0	7,159	7,047	98%
平成30年度	7,700	7,700	0	0	0	0	—	—	7,700	—	—
事業費から見た事業の状況	利用者は少しずつ増えていますが、利用回数にばらつきがあるため、年により事業費は増減します。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	入浴券の配布方法について、改善の余地があります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	入浴時の介護人の有無に関わらず、給付枚数が同じであるため、介護人と一緒に入浴する人に対しては、給付枚数を増やしてほしいとの要望がありました。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	港区以外に2区で、障害者に対する入浴券給付事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	利用者の一部負担や給付枚数の削減を検討し、経費削減を行う余地はあるといえます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	申請と給付を区で行い、公衆浴場組合加盟店がサービスを提供しています。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	配布枚数に対する利用枚数の比率が低い状況がみられます。
次年度へ向けた事務の改善点	障害者個々の必要性に応じた給付方法について検討した結果、平成29年度入浴券の一斉更新申請に当たり、希望枚数を選択できるようにしました。今後、この効果を検証し、より効率的な配付方法を模索します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者及び被爆者の健康保持やレクリエーションのために、身近な入浴施設を無料で利用できるようにすることは、障害者及び被爆者の福祉増進にとって必要な事業です。
② 事業の効果性	4	自宅に比べ、広く、設備の整った施設で入浴することによって、障害者及び被爆者の健康保持や気分転換が図れる点で効果的な事業です。
③ 事業の効率性	4	障害者及び被爆者が、移動に係る身体的及び経済的な負担を比較的伴わずに、身近な場所で気軽に健康保持や気分転換が図れる点で効率的な事業です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害者及び被爆者の健康保持やレクリエーションのために、身近な入浴施設を無料で利用できることによって、障害者及び被爆者の福祉増進を図ることができることから、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者配食サービス	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を居宅に届けることによって、障害者の栄養管理や健康維持の一助とするとともに、当該障害者の安否確認を行い、在宅障害者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	区内在住の65歳未満で、食事作りが困難な次の要件のいずれかにあてはまる人 ①身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人（以下「障害者」という）で一人暮らしの人 ②障害者のみで世帯を構成する人 ③障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者
事業の概要	ひとり暮らしの障害者及び障害者のみの世帯、障害者と高齢者のみの世帯を対象に、週7回まで昼食又は夕食を配食サービスをすることや、栄養状態を改善しあわせて配食サービスをすることで、栄養状態を改善するとともに、あわせて配食時に安否確認を行います。 【利用者負担】 1食 280円～470円 【実施回数】 1週間に7回まで、昼食又は夕食を配食します。
根拠法令等	港区障害者配食サービス事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	利用者数(人)			指標2	延配食数(食)			指標3	登録者数(人)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	75	60	80.0%	平成28年度	9,656	9,168	94.9%	平成28年度	181	163	90.1%
平成29年度	65	51	78.5%	平成29年度	10,487	7,339	70.0%	平成29年度	175	180	102.9%	
平成30年度	65	—	—	平成30年度	8,744	—	—	平成30年度	180	—	—	

指標から見た事業の成果 調理ができない障害者の栄養面での支援だけでなく、配食することで安否確認もっており、事業の成果は十分達成されています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4,590	4,590	0	0	0	0	0	0	4,590	3,846	84%
平成29年度	4,333	4,333	0	0	0	0	0	0	4,333	3,005	69%
平成30年度	3,728	3,728	0	0	0	0	—	—	3,728	—	—

事業費から見た事業の状況 平成29年度は事業者が4店舗から3店舗に減ったこともあり、利用実績が減少し、事業費も減っています。今年度は5店舗に増えています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	メニューを増やす等、食事の多様性について改善の余地があります。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	より安く温かい食事や比較的長く保存できる保存容器の使用、あるいは体調に合わせて選択できるメニューの増加等について要望があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	14区で民間事業者に委託して実施しています。
コスト削減の 工夫・余地	5事業者に委託して実施する中で、競争原理を働かせることによって、より良質で安価な食事の提供を期待できます。なお、本事業は、配食サービスの提供とともに利用者の安否確認も兼ねているため、所得制限は設けずに幅広く利用できるようにしています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	申請と認定を区で行い、配食事業者がサービスを提供しています。
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	・ 配送ルートの関係で配達が早い時間になり、食事が冷めてしまう場合があります。 ・ 委託した5事業者にはメニューの充実が求められます。
次年度へ向けた 事務の改善点	・ 配送ルートの工夫、配送車の台数増、配食容器の改善などを検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	生活の質を維持・向上させる上で、健康の保持が非常に重要な要素であるとの観点に立てば、栄養バランスのとれた食事の提供は、食事の調理や食材の調達が困難な障害者にとって必要性の高い支援策です。
② 事業の効果性	4	配食サービスは、障害者の栄養管理や健康維持ばかりでなく、サービスを受ける障害者の安否確認のために効果的です。
③ 事業の効率性	4	調理の手間なしに、居ながらにして栄養のバランスのとれた食事の提供が受けられるため、費用及び時間の点で効率的なサービスです。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を居宅に届けることによって、栄養管理や健康維持を図ることができるばかりでなく、当該障害者の安否確認を行えることから、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業です。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

No 230

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	知的障害者（児）徘徊探索支援	開始年度	平成 13 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	徘徊行動のある知的障害者（児）等に対し、GPS携帯電話通信網を利用した位置情報探索機による探索サービスを行い、知的障害者（児）の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
事業の対象	区内在住であり、手帳1～3度の知的障害者（児）又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者（児）
事業の概要	<p>【実施方法】 あらかじめGPS機器を携帯させておくことにより居所不明になった場合、探索サービスを行います。</p> <p>【利用負担額】 月額500円 現場急行料 1回3,000円</p>
根拠法令等	港区知的障害者（児）徘徊探索支援事業運営要綱

事業の成果

指標	指標1	登録者数（人）			指標2	利用回数（電話、インターネット及び現場急行）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	9	13	144.4%	平成28年度	1,029	1,208	117.4%	平成28年度			
平成29年度	12	13	108.3%	平成29年度	844	819	97.0%	平成29年度				
平成30年度	15	—	—	平成30年度	1,252	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	登録者数は前年度と同人数でしたが、利用回数は減少しました。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況							決算状況			
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	155	155	0	0	0	0	10	0	165	164	99%
平成29年度	128	128	0	0	0	0	0	0	128	93	73%
平成30年度	174	174	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	予定人数の増加を見込み、事業費も増加しております。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	障害者及び介護者の安心・安全を図る為、周知方法とともに効果的な事業内容を検討します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	自閉症などでこだわりが強く、定型の動きを逸脱する可能性がある子を持つ保護者にとっては、安心して生活するために必要な事業です。 利用者負担額、現場急行料の負担減の要望が上がっています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区でも同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	利用者は月に500円、機器利用分を自己負担しており、これ以上の経費削減は困難です
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	警備会社に、GPS等の設置、探索サービス、現場急行等を委託しております。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	徘徊する障害者(児)を家族で見守っているケースがあるなど、潜在的にニーズがある可能性があります。広報等を工夫する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	本事業は、徘徊行動のある障害者の早期発見と安全に寄与しており、障害者及びその家族が地域の中で安心して生活するためには必要な事業です。今後、GPS機能の向上等に合わせ、より効果的な手法の検討するとともに、制度の周知に引き続き努めます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	自閉傾向が強い知的障害者も増えており、児童の安全面を考えると必要な事業です。
② 事業の効果性	4	ここ数年は登録者数は横ばいですが、障害者の安全確保に寄与しています。
③ 事業の効率性	4	インターネットサービスを使用するなど効率的に実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	本事業は、徘徊行動のある障害者の早期発見と安全に寄与しており、障害者及びその家族が地域の中で安心して生活するためには必要な事業です。今後、GPS機能の向上等に合わせ、より効果的な手法の検討するとともに、制度の周知に引き続き努めます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 231

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）入浴サービス	開始年度	平成 10 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、入浴サービスを行うことにより健康・衛生保持の支援とするとともに家族の介護の軽減を図ります。
事業の対象	区内在住で身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人
事業の概要	<p>自宅や公衆浴場での入浴が困難な障害者（児）に対し、健康・衛生保持の一助をするとともに家族の介護の軽減を図るため、入浴サービスを行います。</p> <p>【実施方法】 巡回入浴…巡回入浴車を居宅に派遣し、家族の立会いのもと入浴サービスを行います。 施設入浴…障害者保健福祉センター及び新橋はつらつ太陽内の機械浴室または家族浴室で、入浴介助を行います。機械入浴、介助入浴、家族入浴の三種類があります。 *機械浴室利用の場合は、専用車による送迎を実施しています。</p> <p>【費用】 ・利用者負担は無し。 ・区負担としては、障害者保健福祉センター以外の委託業者に委託料を毎月支払。</p>
根拠法令等	港区障害者（児）入浴サービス実施要綱

事業の成果

指標	指標1	巡回入浴利用者人数			指標2	巡回入浴利用延回数			指標3	施設入浴利用者数 (障害保健福祉センター・新橋はつらつ太陽)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	19	12	63.2%	平成28年度	1,368	1,113	81.4%	平成28年度	61	50	82.0%
平成29年度	15	15	100.0%	平成29年度	1,260	1,127	89.4%	平成29年度	61	43	70.5%	
平成30年度	15	—	—	平成30年度	1,326	—	—	平成30年度	61	—	—	

指標から見た事業の成果
巡回入浴サービスは、組み立て式の専用浴槽を居室に設置し、畳1畳程度の広ささえあれば、自宅で入浴が可能となります。身体を清潔に保ち、血液循環、代謝機能を高めるなど、安全で快適な入浴の介護を提供し、家族の負担も軽減できます。
施設入浴は、送迎バスにより施設で機械入浴・介助入浴を行うことにより巡回入浴サービスと同様の効果があります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	34,110	19,028	10,055	5,027	0	0	0	0	34,110	30,361	89%
平成29年度	32,522	18,631	9,261	4,630	0	0	0	0	32,522	30,582	94%
平成30年度	31,743	17,124	9,746	4,873	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
巡回入浴・施設入浴の利用者人数、利用者回数等を考慮し、事業費は減少しております。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	65歳を超えた介護保険対象者で本事業の利用者は、介護保険サービスへの移行を積極的に促していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	要介護認定を受けている人は、介護保険法に基づく入浴サービスの利用が可能となるため、制度移行するよう促しています。また、巡回・施設入浴サービスとも利用者人数においては増加傾向にあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	訪問入浴サービスについては、23区全てで同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	医療的ケア（経管栄養、人工呼吸器）を要する人も多く利用しているため、サービス低下を招かないためにもコスト削減の余地はありません。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	利用者に対しての入浴介助等を委託しております。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	事業の開始当初から継続利用し、曜日・時間帯が固定化しているため、新規利用希望者の要望に応えられない場合があります。一度利用承認した人の利用期間、使用者の年齢の下限（乳幼児）に定めがないため、承認後の状況確認方法の検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	利用者が利用しやすい時間帯で入浴できるように、委託先と連携していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者の快適な在宅生活に必要なため今後も事業の継続が必要です。
② 事業の効果性	4	障害者の衛生保持、家族の介護の軽減や外出する機会の創出となり、在宅での生活が健やかかつ豊かになります。
③ 事業の効率性	4	事業の実施手段は妥当かつ効果的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	入浴サービスを通じて、障害者の健康、衛生の保持が図られており、今後も事業を継続していく必要があります。また、利用調整による利用者増への対応や、重度障害者のサービス利用における関係医療機関との連携など、サービスを円滑に提供できるよう、取り組んでいきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	重度心身障害者（児）居宅生活支援事業	開始年度	平成 18 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）が、障害者総合支援法の居宅介護等及び地域生活支援事業の移動支援を利用する場合に、区独自の加算をすることにより、質の高いサービスの提供を確保し、重度の身体障害者（児）の福祉の増進を図ります。
事業の対象	痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアを必要とする重度の身体障害者（児）で、障害者総合支援法の居宅介護等又は地域生活支援事業の移動支援を利用する人。
事業の概要	<p>重度の身体障害者（児）のうち、痰の吸引、経管栄養などの医療的ケアが必要な人に、障害者総合支援法の居宅介護等又は地域生活支援事業の移動支援を看護師等が提供する場合に、サービス提供事業者を支払われる障害者総合支援法のサービス報酬に対して、区独自の加算を行います。 【区加算額】区内事業者：30分あたり1,000円、区外事業者：30分あたり1,100円</p> <p>※医療的ケアが必要な人に対し、居宅介護等を提供する場合は看護師の資格を有していることが要件とされています。</p>
根拠法令等	重度身体障害者（児）居宅生活支援事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	利用実数			指標2	利用実績（延べ時間）			指標3	事業者登録数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	13	12	92.3%	平成28年度	1,872	1,592	85.0%	平成28年度	5	5	100.0%
平成29年度	12	14	116.7%	平成29年度	1,756	1,648	93.8%	平成29年度	5	6	120.0%	
平成30年度	14	—	—	平成30年度	1,658	—	—	平成30年度	5	—	—	

指標から見た事業の成果 本事業を通じ、医療的ケアが必要な人への介護サービスを行うことにより、重度身体障害者（児）の居宅生活の安定、家族の介護負担の軽減が図られています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4,119	4,119	0	0	0	0	0	0	4,119	3,649	89%
平成29年度	3,863	3,863	0	0	0	0	0	0	3,863	3,625	94%
平成30年度	3,649	3,649	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 執行率は高く、事業費は今後も現状維持の見込みです。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	医療的ケアを必要とする重度身体障害者（児）が、在宅生活を継続するうえで必要不可欠な事業のため、事業を継続するために必要な要件を備えた事業者の確保に努めていきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	医療の進歩と入院患者の地域移行の促進により、医療的ケアの必要な重度障害者（児）が在宅療養となるケースは今後も増加することが予測され、需要の増加が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区で同様の事業を行っているところはありません。
コスト削減の工夫・余地	総合支援法に基づく介護給付等のサービス提供を看護師が行う必要があるため、サービス提供事業所の人員確保が難しい状況にあり、コスト削減の余地はありません。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	総合支援法に基づく介護給付等のサービス提供に加算する形式のため、余地はありません。
事業の課題	サービス提供に当たっては、看護師資格を有することを要件としているため、サービス提供可能事業所が限られているため、サービス提供に係る人員の確保が難しい状況にあります。
次年度へ向けた事務の改善点	単価を上げた場合に、サービス提供可能事業所の増加を見込めるかどうかについては、総合支援法に基づく介護給付のため、看護師資格を持つ職員が所属しているかどうか、事業所の資格状況を把握していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者総合支援法の居宅介護等又は地域生活支援事業の移動支援の報酬単価に区独自の加算をする形となっているため、障害者総合支援法等の報酬単価が変更にならない限り重度障害者（児）及び家族にとっては、必要不可欠なサービスです。
② 事業の効果性	4	本事業を通じて、医療的ケアが必要な人への介護サービスを行うことにより、重度身体障害者（児）の居宅生活の安定、家族の介護負担の軽減が図られます。
③ 事業の効率性	4	サービス提供手法は限られており、効率性の追求は難しいといえます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	医療的ケアを必要とする重度身体障害者（児）が、在宅生活を継続するうえで必要不可欠な事業のため、事業を継続するために必要な要件を備えた事業者の確保に努めていきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 233

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	聴覚障害者協会等通信費補助	開始年度	平成 25 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	聴覚障害者団体役員等にファクシミリ通信費を補助し、意思伝達手段の向上を図り、これにより円滑な団体活動を支援し、障害者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	港区聴覚障害者協会役員、港区身体障害者相談員（聴覚障害担当）
事業の概要	聴覚障害者の福祉の向上を図るため、港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員にファクシミリ通信料の費用を助成します。
根拠法令等	港区聴覚障害者協会等通信費補助事業要綱

事業の成果

指標	指標1	受給者数（人）			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	5	5	100.0%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	5	4	80.0%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	4	—	—	平成30年度				平成30年度			
指標から見た事業の成果	パソコン・携帯電話によるメール通信の普及により、ファクシミリ通信の利用は減少傾向にあります。しかし、高齢の聴覚障害者に対する通信手段はファクシミリが必須であり、こうした高齢の聴覚障害者へ情報提供等を行う協会役員業務の円滑化に寄与しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	117	117	0	0	0	0	0	0	117	78	67%
平成29年度	117	117	0	0	0	0	0	0	117	85	73%
平成30年度	117	117	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	対象者が固定されているので、事業費はほとんど変わりません。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	通信費助成であるため、改善の余地は少ないと思われます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	聴覚障害者同士の連絡手段として電子メール通信の比重が高まっていますが、協会役員がパソコン等を使用しない会員へ連絡するための支援として必要な事業です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	23区では6区で事業を行っています。
コスト削減の工夫・余地	通信費であるため、コスト削減の余地は少ないと思われます。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	通信費助成事業のため、余地はありません。
事業の課題	協会役員数人に対する助成のため、特に課題はありません。
次年度へ向けた事務の改善点	協会役員数人に対する助成のため、特に改善点はありません。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	日常的に聴覚障害者の福祉向上に取り組んでいる港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員の活動をより充実させるため、ファクシミリ通信料の費用を助成する必要があります。
② 事業の効果性	4	ファクシミリ通信料の費用助成を通じ、港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員の活動をより充実させることによって、聴覚障害者の福祉向上に効果があります。
③ 事業の効率性	3	ファクシミリ通信料の費用助成を通じ、港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員の活動を支援することは、情報に大きな価値が認められる今日において、聴覚障害者の福祉向上に効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ○ 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ● 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	ファクシミリ通信料の費用助成を通じ、港区聴覚障害者協会役員や聴覚障害者担当の身体障害者相談員の活動を支援することは、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業です。事業内容が同じ補助事業の下記事業と統合します。 「障害者学習活動」「障害者団体助成・支援」
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 234

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	重度脳性麻痺者介護	開始年度	昭和 62 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課 障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	重度脳性麻痺者に対する、家族による介護を通じ、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大を図り、重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ります。
事業の対象	区内に居住する20歳以上の重度脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、独立して屋外活動をすることが困難なもの。ただし、障害者総合支援法における障害福祉サービス(短期入所を除く。)、地域支援事業の個別支援型移動支援若しくは地域活動支援センター事業の利用決定又は介護保険法における訪問介護若しくは通所介護のサービスを受けている場合は、対象から除外されます。
事業の概要	重度脳性麻痺者の家族を介護人とし、介護に従事する日数に応じ、1日を単位として月12日を限度に、介護人である家族に対し、報酬を支払います。報酬額は、1日6,560円です。
根拠法令等	港区重度脳性麻痺者介護事業要綱

事業の成果

指標	指標1	回数			指標2	介護人数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
指標	平成28年度	432	432	100.0%	平成28年度	3	3	100.0%	平成28年度			
	平成29年度	432	432	100.0%	平成29年度	3	3	100.0%	平成29年度			
	平成30年度	432	—	—	平成30年度	3	—	—	平成30年度			
指標から見た事業の成果	本サービスを利用する世帯は、現在3世帯です。重度脳性麻痺者を介護・援助することにより、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大や生活の質の改善を図ることが可能となっています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,779	0	0	3,779	0	0	0	0	3,779	2,834	75%
平成29年度	2,834	0	0	2,834	0	0	0	0	2,834	2,834	100%
平成30年度	2,834	0	0	2,834	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	対象者が固定されているので、事業費は変わりません。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	東京都の補助対象経費内で事業を実施しているため、改善の余地はありません。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	平成26年度の5人から、平成30年度当初は3人に減少しており、今後需要の伸びは見込まれません。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都の補助対象事業のため、同様の事業を23区で実施しています。
コスト削減の工夫・余地	東京都の補助対象経費内で事業を実施しています。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	東京都の補助対象経費内で事業を実施しているため、委託の余地はありません。
事業の課題	—
次年度へ向けた事務の改善点	—

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	東京都の補助対象事業であり、区が実施の窓口となっています。
② 事業の効果性	4	重度脳性麻痺者を介護・援助することにより、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大や生活の質の改善を図ることが可能となっています。
③ 事業の効率性	4	重度脳性麻痺者の生活圏の拡大や生活の質の改善を図る上で、金銭給付による介護者への経済的支援は、当該障害者に対して、その実情に応じて社会資源を柔軟に提供できます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	<p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>重度脳性麻痺者の介護者への経済的支援を通じ、重度脳性麻痺者の生活圏の拡大や生活の質の改善を図ることは、その効果性や効率性の点で、継続する必要性の高い事業です。</p>

No 235

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）福祉タクシー助成	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 障害を通じた豊かで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	歩行困難な障害者（児）に、タクシー利用券を給付することにより、生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ります。
事業の対象	身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人 内部障害1級の人 呼吸器機能障害3級の人 愛の手帳1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人
事業の概要	タクシー利用券を年額44,000円分支給します。但し、年度途中でタクシー利用券の申請を行った場合は、申請時期により、支給額が異なります（7月～9月の新規申請者は33,000円、10月～12月新規申請者は22,000円、1月～3月新規申請者は11,000円）。 なお、タクシー利用券の利用は、区と契約する業者のタクシーを利用する場合があります。また、自動車燃料費助成事業との併給はできません。
根拠法令等	港区障害者（児）タクシー利用券給付要綱

事業の成果

指標	指標1	利用者数			指標2	使用枚数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	2,560	2,531	98.9%	平成28年度	423,468	392,731	92.7%	平成28年度			
平成29年度	2,768	2,554	92.3%	平成29年度	446,209	390,367	87.5%	平成29年度				
平成30年度	2,870	—	—	平成30年度	412,200	—	—	平成30年度		—	—	
指標から見た事業の成果	近年、利用者数は増加傾向にあります。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	104,990	104,990	0	0	0	0	0	0	104,990	98,988	94%
平成29年度	100,404	100,404	0	0	0	0	0	0	100,404	98,527	98%
平成30年度	100,092	100,092	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	使用枚数の実績から事業費は減少しております。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	支払い業務の効率化に向けて、検討していきます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	毎年、継続的に利用があり、障害者の生活圏の拡大に寄与しています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区でも同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	対象者の範囲等については、検討する余地があります。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	タクシー券の印刷（印刷会社）、タクシー運行（タクシー会社）等委託しております。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	公共交通機関の充実等、社会情勢を踏まえた事業内容の検討が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	対象者の範囲、ガソリン代助成とのバランス等、他区の動向や社会情勢を見極め、より効果的な事業内容にするよう引き続き検討します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図るという目的に適合しています。
② 事業の効果性	4	利用実績が高く、効果的な事業といえます。
③ 事業の効率性	4	本年のタクシー初乗り料金の値下げにより、給付券種目の見直しが必要になるか検討します。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	ガソリン代助成とのバランス等、他区の動向や社会情勢を見極め、より効果的な事業内容にするよう引き続き検討します

No 236

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者（児）自動車燃料費助成	開始年度	昭和 55 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じたゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要

事業の目的	障害者（児）世帯が保有する自動車のガソリン代の一部を助成することにより、障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担を軽減し、社会参加の促進を図ります。
事業の対象	身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚1～3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人 愛の手帳1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人
事業の概要	障害者の世帯が保有する自動車を障害者の移動等で使用する場合に、当該自動車のガソリン代について年額44,000円（7月～9月新規申請者は33,000円、10月～12月新規申請者は22,000円、1月～3月新規申請者は11,000円）を限度に、助成します。 なお、福祉タクシー助成事業との併給は出来ません。
根拠法令等	港区障害者（児）自動車燃料費助成事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	助成者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	316	306	96.8%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	360	294	81.7%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	357	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	助成者数については若干減少しております。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	13,065	13,065	0	0	0	0	0	0	13,065	12,166	93%
平成29年度	14,342	14,342	0	0	0	0	0	0	14,342	11,708	82%
平成30年度	12,530	12,530	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	実績状況を鑑み、事業費は減少しております。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	対象者の範囲、燃料費の価格変動、電気自動車等への助成等、他区の動向や社会情勢を見極め、より効果的な事業内容にするよう引き続き検討します。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	毎年、継続的に利用があり、障害者の生活圏の拡大に寄与しています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	22区で同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	平成21年度に給付額を増額し、また、平成23年度に給付対象者の拡大を図っており、コスト削減の余地はありません。
委託の有無	なし なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	助成事業の為、区で行うこと事業だといえます。
事業の課題	社会情勢や公共交通機関の充実、タクシー券助成とのバランスを考慮していくことが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	他の公共交通機関の充実、タクシー券助成とのバランスについて、検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者（児）の生活圏の拡大及び経済的負担の軽減を図るという目的に適合しています。
② 事業の効果性	4	利用実績が高く、効果的な事業といえます。
③ 事業の効率性	4	実績による支払いのため、妥当です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害者（児）の生活圏の拡大という面で効果があるため事業は継続としますが、燃料費の価格変動、電気自動車等への助成等、社会情勢を見極め、より効果的な事業内容にします。また、都区財政調整交付金（普通交付金）にも計上されている事業であることから、継続とします。一方、公共交通網の充実などにより、生活圏や取り巻く環境が変化していることも踏まえ、他自治体の動向も参考に効果的な実施について検討します。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	心身障害者(児)福祉キャブ及び緊急移送サービス運行	開始年度	昭和 57 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組づくり		

事業概要	
事業の目的	車いす使用や寝たきりの身体障害者(児)、知的障害者(児)等の移動手段を確保するため、福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)を運行し、心身障害者等の社会参加の助長、福祉の向上を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹1～3級、内部障害1級の人 愛の手帳1・2度の人 精神障害者保健福祉手帳1級の人
事業の概要	車いす使用や寝たきりの身体障害者(児)、知的障害者(児)等の移動手段を確保するため、福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)を運行します。 〈利用方法〉 利用者は、福祉キャブ利用カードの交付を受け、原則、利用日前日までに運行事業者へ予約をします。 利用の際は、運賃を事業者に支払います。また、利用時に介助が必要な場合は、介助人を申し込むことができます。 【費用】 ・利用者負担 福祉キャブ利用 法人中型タクシー運賃 介助人利用 1人あたり 1,550円 ・区負担 福祉キャブ運航業務 委託料を毎月支払 介助人利用 1人あたり 1,550円
根拠法令等	港区福祉キャブ利用カード交付要綱

事業の成果												
指標	指標1	全認定者数(人)			指標2	延利用件数(件)			指標3	新規登録者数(人)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	660	611	92.6%	平成28年度	3,000	3,046	101.5%	平成28年度	20	20	100.0%
平成29年度	660	630	95.5%	平成29年度	3,000	2,531	84.4%	平成29年度	30	20	66.7%	
平成30年度	660	—	—	平成30年度	3,000	—	—	平成30年度	20	—	—	
指標から見た事業の成果	延利用件数は減少し、認定者は増加しています。利用者が多い為、必要な事業であるといえます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	7,459	3,920	0	3,539	0	0	0	0	7,459	7,046	94%
平成29年度	7,343	4,343	0	3,000	0	0	0	0	7,343	7,298	99%
平成30年度	7,356	4,356	0	3,000	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	認定者数が増えた為、事業費は増加しております。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	引き続き業務効率化に努めます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	指標1の全認定者数が増加傾向にあるため、今後も一定の需要が見込まれます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区でも同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	東京都の補助対象経費内で実施しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	委託先に、福祉キャブ及び緊急移送サービス運行を委託しております。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	業務の効率化といった観点からも、高齢者支援課と調整し、緊急移送サービス事業との統合ができないかを検討します。
次年度へ向けた事務の改善点	高齢者支援課と連携し、業務の効率化を目指します。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	社会参加を促進する点及び移動手段の確保といった点から事業の継続が必要であるといえます。
② 事業の効果性	4	車いす利用者等の移動手段を確保し、行動範囲の拡大を図ることができていることから事業の効果性は高いといえます。
③ 事業の効率性	4	委託により、効率的に実施しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	車いす使用や寝たきりの身体障害者（児）等、歩行困難なため、外出時に通常の公共交通機関を利用することができない人に対して有効な移動手段となっています。本事業の利用率も高く、今後も事業を継続して実施していく必要があると考えます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者自動車活用支援事業	開始年度	昭和 52 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者が第一種自動車運転免許の取得、自動車の改造、福祉車両の購入に要する費用の一部を助成することにより、日常生活の利便と生活圏の拡大を図ることを目的としています。
事業の対象	区内に引き続き3か月以上居住している18歳以上の人で、次の全ての要件に該当する人 ①身体障害者手帳3級以上（歩行困難で、内部障害者4級以上あるいは、下肢または体幹5級以上）または、愛の手帳4度以上の交付を受けた人、本人の前年度分所得税額が40万円以下の人、運転免許適性試験合格者②下肢又は体幹等の障害者手帳の交付を受けた人、就労等に伴い自動車を改造する必要がある人、前年度所得が所得基準内の人③身体障害者手帳の交付を受けた常時車いす利用者、又は同居の親族で前年の所得が所得基準内の人
事業の概要	平成25年度から自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業・福祉車両購入費助成事業の3つをまとめて「障害者自動車活用支援事業」という名称となりました。 ①自動車運転免許取得費助成事業（国庫支出金1/2、都支出金1/4） 教習所（練習所）入所料、技能・学科教習料、受験料・教材費及び廃棄量の限定介助に直接要する費用を対象とし、所得税に応じて164,000円まで助成します。所得制限があります。 ②自動車改造費助成事業（国庫支出金1/2、都支出金1/4） 身体障害者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 操行装置及び駆動装置の改造費用として、原則、対象者一人につき一台に限り、133,900円までを助成します。所得制限があります。 ③福祉車両購入費助成事業 身体障害者本人、又はその介護者等が車いす同乗用車両を購入する場合、その購入に要する費用の一部を助成します。所得制限があります。一件につき300,000円までを助成します。ただし、中古車両購入の場合は300,000円を限度として購入に要した費用の5分の1を助成します。
根拠法令等	障害者総合支援法（地域生活支援事業）①港区心身障害者自動車運転免許取得費助成事業運営要綱 ②港区心身障害者用自動車改造費助成事業実施要綱 ③港区福祉車両購入時助成事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	①自動車運転免許取得費助成受給者数(人)			指標2	②自動車改造費助成受給者数(人)			指標3	③福祉車両購入費助成受給者数(人)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	1	1		100.0%	平成28年度	2		0	0.0%	平成28年度
平成29年度	2	1	50.0%	平成29年度	3	0	0.0%	平成29年度	1	1	100.0%	
平成30年度	2	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度	1	—	—	

指標から見た事業の成果 自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成、福祉車両購入費助成の各事業について、概ね、毎年、当初予定どおりの実績があり、一定の需要があります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,467	1,042	283	142	0	0	0	0	1,467	630	43%
平成29年度	898	898	0	0	0	0	0	0	898	465	52%
平成30年度	764	764	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況 昨年度の実績を考慮し、事業費は減少しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	運転免許取得費助成事業については、通学取得のみではなく、合宿取得にも対応した事務手続きを行い、より柔軟な対応をするよう努めます。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	障害者施策が地域生活を前提とした仕組みに転換しており、住み慣れた地域で様々なサービスを利用して自立した生活を送りたいといったニーズはありますが、経済状況など障害者個人の状況に左右される面があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業については、23区全てで同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大のために必要不可欠な事業で、所得制限や所得税額に応じて段階的に助成額を設定しているため、コスト削減の余地はありません。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	助成事業の為、区で行う必要があります。
事業の課題	助成金の支払いが車両購入後、改造終了後、免許取得後の償還払いとなるため、障害者の一時的な支出の負担があります。 自動車改造費助成について車両買換えによる助成回数に制限がないため、規定の整備が必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	利用者の一時的な負担がある為、利用者と連絡を取りつつ、迅速な対応を行います。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	生活圏を広げるといった目的に適合しており、事業継続の必要性はあります。
② 事業の効果性	4	購入費等の一部を助成する事業であり効果性の判断は難しいが、車両での移動とそれに対する支援が必要な人にとっては効果があります。
③ 事業の効率性	4	障害の特性に応じて実施する事業であり、その特性から購入費等の助成をする以外の手法は考え難いです。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	生活圏を広げるといった目的に適合しており、事業継続の必要性はあります。

No 239

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	知的障害者グループホーム支援	開始年度	平成 14 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組づくり		

事業概要

事業の目的	補助金の助成で、グループホームの港区内における整備を増進することにより、知的障害者の住み慣れた地域社会での自立とグループホームの安定的な運営を助長することを目的とします。
事業の対象	港区内のグループホームを運営する社会福祉法人、NPO法人
事業の概要	以下の補助金の交付をします。 (1) グループホームの家賃、契約更新料及び空室時の補助に要する経費 (2) 社会性を身につけるための外出時等の社会活動訓練に要する経費 (3) 施設の防災、防犯に伴う設備の設置等に関わる経費 (4) グループホームの創設又は改築に際して行った施設設備及び老朽設備の更新に関する経費
根拠法令等	港区知的障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	交付対象グループホーム			指標2	交付対象グループホーム利用者数			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	5	6	120.0%	平成28年度	31	37	119.4%	平成28年度			
	平成29年度	6	7	116.7%	平成29年度	36	41	113.9%	平成29年度			
	平成30年度	6	—	—	平成30年度	38	—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	グループホームの整備を増進し、知的障害者の地域生活での自立を助長しています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況								決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	20,812	20,812	0	0	0	0	3,670	0	24,482	21,780	89%
平成29年度	26,801	26,801	0	0	0	0	-3,656	0	23,145	20,880	90%
平成30年度	24,704	24,704	0	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	交付対象グループホーム数が増加したため、平成30年度の事業費が増加しています。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	区内の民間グループホームに共通する事務処理を一体的に支援できる仕組みの検討を進め、設置・整備に対する需要にも、的確に対応していきました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	知的障害者の地域への移行を促すためにも、今後も継続して運営補助が必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者が地域で自立した生活を送ることができる場の確保のため、他自治体においても、世話人の居室の家賃や、施設の開設・改修にかかる経費を補助しています。
コスト削減の工夫・余地	交付額については、グループホームの施設の借上げに要する家賃の実費をもとに算定しているため、コスト削減の余地は少ないと思われます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	障害者の自立を促すとともに、グループホームを安定的に支援していく必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き、区内の民間グループホームに共通する事務処理を一体的に支援できる仕組みを検討していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	知的障害者の地域への移行を促すためにも、グループホームの運営に対し、継続した補助が必要です。
② 事業の効果性	4	補助金の交付により、グループホームの安定的な運営に寄与していることから入居者の自立に向けた役割は大きく、事業の効果性はあります。
③ 事業の効率性	4	グループホームの運営に要する費用を助成するという簡易な方法により、安定的な運営をサポートできる点から効率性はあります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	区内のグループホーム運営については、都心区のため家賃等にかかる費用が大きいため、安定したグループホーム運営を行うためには、区の助成が必要であると考えます。今後、増加が見込まれる設置・整備に対する需要にも、的確に対応していく必要があります。

評価対象

事務事業名	精神障害者グループホーム支援	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組づくり		

事業概要

事業の目的	区内で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助（主に精神障害者を対象とするものに限る。以下、「グループホーム」という。）を整備、開設する経費を事業者に補助することにより、区内における整備を推進します。また、精神障害者がグループホームを利用する場合、利用するグループホーム家賃を施設借上げ費として事業者に補助することにより、安定的な事業の運営を図ります。これらの補助を通じて、精神障害者の地域社会での自立を助長することを目的とします。
事業の対象	グループホームを運営する社会福祉法人、NPO法人、一般社団等の事業者。 ただし、設備整備費、開設準備経費等の補助は区内に整備する場合のみ。 また、グループホームの家賃が障害者総合支援法の特定給付及び生活保護の住宅扶助の範囲内の場合、施設借上げ費は補助されません。
事業の概要	(1) 施設借上げ費（施設借上げ費、更新料の補助、新規借上げの不動産手数料・礼金の補助※（開設時のみ）、空室補助） (2) 社会活動訓練費（介助人の雇上げ費用、活動に係る諸費用、食糧費及び交通費等） (3) 防災防犯関係設備経費（防災及び防犯に伴う諸費用に関わる経費） (4) 設備整備費※（グループホームの創設・改築・改修にかかる施設設備に要する経費） (5) 開設準備経費（グループホームを開設するのにかかった物品購入費等） ※は平成25年度から実施（レベルアップ）
根拠法令等	港区精神障害者グループホーム運営費等補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	区内民設グループホーム数			指標2	区民が利用する区外グループホーム数			指標3	施設借上げ費を支給する利用者数（実人数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
		平成28年度	2	2		100.0%	平成28年度	13		18	138.5%	平成28年度
平成29年度	2	3	150.0%	平成29年度	13	20	153.8%	平成29年度	20	28	140.0%	
平成30年度	3	—	—	平成30年度	17	—	—	平成30年度	22	—	—	

指標から見た事業の成果
平成28年に区が整備した建物に誘致した事業者に開設準備経費を、また、平成29年に区内でグループホームを設置・開設した事業者に開設準備経費を補助することで、開設の経済的負担を軽減しました。施設借上げ費については、グループホームの建物の賃借料等を補助することで、事業者の運営の安定を図っています。施設借上げ費補助を通じて、入居費が軽減されるため、入居者の経済的な負担が軽減されます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	20,457	20,457	0	0	0	0	-3,793	0	16,664	11,809	71%
平成29年度	14,726	14,194	0	0	0	532	3,656	0	18,382	17,073	93%
平成30年度	14,744	14,212	0	0	0	532	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度は、区内民設グループホーム数が増加したため、予算増となりました。平成30年度はこれらの傾向を踏まえ、事業費を設定しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	区内でグループホーム設置を希望する事業者に対し、適切な支援ができました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	精神科病院に社会的な理由で入院している精神障害者の地域への退院が進められており、グループホームはその退院先の選択肢の一つです。グループホーム利用者数は増加しており、施設借上費の需要は増加していく見込みです。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	グループホームの安定的な運営を図り、東京都内における支援事業の標準化を図るため、東京都が東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領を定め、都内区市町村は東京都の支援事業に準じた補助制度を行っています。(特別区は財調対象です。)
コスト削減の工夫・余地	施設借上費等は、東京都が標準的な補助制度を示しており、コスト削減の余地はありません。 施設整備費は、東京都が基準額の7/8を事業者へ直接補助し、残りの1/8を区が補助する仕組みで、削減余地がありません。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	区内にグループホーム3か所を整備し、運営費等を補助することで、18戸の部屋の確保をしました。通過型のグループホームであることから、入退所がうまく巡回し、無駄のない利用が継続していくことが課題です。
次年度へ向けた事務の改善点	引き続き、区内の民間グループホームに共通する事務処理を一体的に支援できる仕組みを検討していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	施設借上費等の補助により、精神障害者グループホーム事業の安定が図られています。
② 事業の効果性	4	グループホーム利用時に、経済的負担を少なくすることができるため、効果的です。
③ 事業の効率性	4	施設借上費等の補助により、グループホーム物件の家賃の確保が見込まれるため、安定的な運営をサポートできる点から効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	グループホームは、精神障害者が地域で自立した生活を送ることを支援する有効な手段で、今後ますます利用者が増加していくことが予想されます。区が、事業者へ施設借上費を補助することで、精神障害者のグループホーム家賃負担が軽減されており、今後も事業を継続していくことが必要です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	知的障害者グループホーム家賃助成等	開始年度	平成 15 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者事業運営係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	知的障害者グループホーム（以下「グループホーム」という。）入居者が、安定し、自立した生活を送れるよう、入居者に対し、家賃助成を行うとともに、グループホーム（障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っていないグループホームに限る。）の運営費を補助します。
事業の対象	(1)グループホーム入居者への家賃助成 グループホームに入居している愛の手帳を受けている港区民で、月額所得額が97,000円未満の人 (2)グループホームの運営に要する助成 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っていないグループホームの運営事業者
事業の概要	(1) グループホームに入居する知的障害者が、安定した生活を送れるよう家賃助成をします。 ①障害者総合支援法に基づくグループホームに入居している人で、所得月額73,000円未満の人の家賃助成限度額は、月額24,000円（国の特定障害者特別給付費月額10,000円を含む）。ただし、家賃の額が24,000円を下回る場合はその額とします。 ②障害者総合支援法に基づくグループホームに入居している人で、所得月額73,000円以上97,000円未満の人の家賃助成限度額は、月額12,000円（国の特定障害者特別給付費月額10,000円を含む）。ただし、家賃の額が12,000円を下回る場合はその額とします。 ③障害者総合支援法に基づかないグループホームに入居している人については、①②と同様の家賃助成額を支給しています。ただし、国の特定障害者特別給付費月額は10,000円は支給されず、区単独経費で支出します。 (2) グループホームに運営費補助することにより、知的障害者の安定した生活の確保を図ります。 ① 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っていないグループホームを運営する費用として、入居者1人当たり日額3,100円を補助します。
根拠法令等	港区知的障害者グループホーム運営要綱

事業の成果

指標	指標1	家賃助成受給者数（人）			指標2	運営費助成件数（件）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成28年度	41	40	97.6%	平成28年度	1	1	100.0%	平成28年度			
平成29年度	33	54	163.6%	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度				
平成30年度	48	—	—	平成30年度	1	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果

- ・平成29年度の家賃助成受給者数は、当初予定を上回る増加となっています。
- ・運営費助成件数は、横ばいとなっています。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	6,618	6,618	0	0	0	0	0	0	6,618	5,688	86%
平成29年度	5,575	5,575	0	0	0	0	1,557	0	7,132	6,459	91%
平成30年度	7,473	7,473	0	0	0	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

家賃助成受給者数が増加したため、平成30年度は事業費が増加しています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	(1) グループホームの家賃を助成することは、入居者支援の点から必要といえます。 (2) 本事業で支援しているグループホーム(生活寮)は、今後障害者総合支援法のグループホームへ移行していくことが予想されるため、動向を注視する必要があります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区でも同様の事業を実施しています。
コスト削減の工夫・余地	(1) 助成金に限度額を設定するとともに、所得制限も設定しています。 (2) 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業を行っていないグループホームに対する運営経費の支援は、グループホームの法内化が完了するまでの間は障害者福祉の充実という点で妥当といえます。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	助成事業であるため、委託の余地なし。
事業の課題	1施設、障害者総合支援法に基づくグループホームに移行していないので、今後の動向に注視する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	障害者総合支援法に基づくグループホームに移行していない1施設について、情報収集に努め、法内化への動向を注視します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	入居者の安定的な生活を支援するため、グループホーム入居者への家賃助成は必要です。
② 事業の効果性	4	入居者の所得状況に応じて支給する家賃助成は、費用負担を軽減することができるため、効果的です。
③ 事業の効率性	4	入居者の家賃額の一部を助成するといった簡便な方法により、費用負担を軽減することができるため、効率的です。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	入居者の安定的な生活の支援のため、所得状況に応じた費用負担の軽減を継続していくことが必要と考えられます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	高次脳機能障害理解促進	開始年度	平成 22 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課精神障害者担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	④ 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要

事業の目的	高次脳機能障害は、病気や交通事故等さまざまな原因で、脳に部分的に損傷を受けたために現れる、言語や記憶等の機能障害を指します。外見から障害があることが分かりづらい場合があるため、周囲の理解が得られにくく、家族が抱え込んでしまう等さまざまな問題が生じることがあります。 そこで、障害保健福祉センター等の関係機関と連携を図り、相談支援を行うとともに、講演会等の開催により高次脳機能障害への理解を促進することを目的とします。
事業の対象	高次脳機能障害者、介護する家族、一般区民、支援者等
事業の概要	① 相談支援 高次脳機能障害者、家族等からの個別の相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、情報提供を行います。区では、各地区総合支所、みなと保健所、障害保健福祉センター、地域活動支援センター等で高次脳機能障害の相談に応じていますが、障害保健福祉センターの相談員を当該事業の相談員として位置付けて、個別の相談等に応じています。相談経験の豊かな家族や支援者による当事者相談会を、月1回、障害保健福祉センターを会場に行います。 ② 啓発事業 高次脳機能障害について、専門家や家族会代表者等による当事者・家族・一般区民向けの講演会を実施します。 ③ 家族会支援等 講演会や研修会の会場で、講演会参加者を中心に結成された高次脳機能障害者の家族会「みなと高次脳」の紹介と参加の呼びかけを行うなど、家族会活動を支援します。 ④ 支援者向け研修会 家族、障害福祉サービス事業者、介護事業者等高次脳機能障害者の援助をしている方を対象に、高次脳機能障害の専門医による講習と支援の事例報告を内容とする研修会を実施します。 ⑤ 社会復帰支援 障害保健福祉センターにて、恋路脳機能障害者を対象とした機能訓練を実施します。
根拠法令等	東京都区市町村高次脳機能障害者支援促進事業実施要綱 東京都区市町村高次脳機能障害者支援促進事業補助金交付要綱

事業の成果

指標	指標1	相談支援（相談件数）			指標2	支援者研修（参加者数）			指標3	機能訓練（年間利用者数）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	—	—	—	平成28年度	140	222	158.6%	平成28年度	—	—	—
平成29年度	—	—	—	平成29年度	140	170	121.4%	平成29年度	—	—	—	
平成30年度	20	—	—	平成30年度	180	—	—	平成30年度	200	—	—	

指標から見た事業の成果
支援者・障害当事者が発表者になった研修会では、事業所の職員等の支援者・障害者本人やその家族が、事例を通じて支援方法を学ぶことができました。前年度より参加者数が減少していますが、講演会のテーマや開催時期、周知方法を工夫していきます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,422	410	0	1,012	0	0	0	0	1,422	1,404	99%
平成29年度	1,368	0	0	1,012	356	0	54	0	1,422	1,404	99%
平成30年度	1,368	0	0	1,012	356	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度は、MTBI（軽度外傷性脳損傷）の周知啓発用パンフレットを増刷する必要が生じたため、流用しました。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	相談支援連絡会等で講演会、研修会の周知を行いました。サービス事業者・支援員が高次脳機能障害に対する理解を深めるために、障害保健福祉センター担当者を中心に支援方法や助言等行いました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	相談件数は、29年度は117件でした。相談会だけでなく、電話での相談が増えていることから区民ニーズの増加が想定されます。また、相談会については、区内区外に係らず対象としているため利用者数増加が想定されます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	高次脳機能障害者支援普及事業は、23区中20区（未実施：中央・文京・渋谷）で実施。講演会、グループ訓練、家族交流会、言語訓練、ボランティア・失語症サポーター養成、相談支援者向け研修等、各区の実情に応じたメニューを展開しています。
コスト削減の工夫・余地	講演会・研修会会場・相談会会場は区有施設を活用しています。また、周知については広報紙以外に、関係事業者を通じてチラシの配布、委託団体のホームページ掲載等費用をかけない工夫を行っています。また、事業費の3/4が東京都により補助されます。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	①高次脳機能障害区民向け講演会の開催及び準備業務 ②高次脳機能障害支援者向け研修会の開催及び準備業務 ③高次脳機能障害者とその家族向け相談会の開催及び準備業務 ④高次脳機能障害者対象に機能訓練の実施
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	高次脳機能障害は、一般の人の理解しにくい障害であるため、理解促進について継続して取り組むことが課題です。同時に、高次脳機能障害者の支援を提供するサービス事業者等が限られているため、相談等支援を充実していくことが課題です。 講演会や研修会の参加者数が前年度の比べ、減少していますが、参加者の定着が見られます。相談事業を通じて、高次脳機能障害者やご家族のニーズを把握するとともに、相談機関や福祉サービス事業者等、区内の関係機関が高次脳機能障害について正しい知識を持ち、支援方法等を共有化するよう連携を強化することが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点	高次脳機能障害支援に積極的なサービス事業者等との連携をさらに強化するとともに、研修会等を通じて、支援を提供する事業者への啓発を進めます。 講演会や研修会の内容がマンネリ化しないよう、参加者からのアンケートや相談者からの要望等を踏まえ、設定していきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	高次脳機能障害は、脳の損傷から生じる精神症状であり、外見からは理解されにくい障害です。高次脳機能障害のある方が、地域の中で生活するには、家族や職場などの周囲の方が障害を正しく理解することが大切なため、継続的に理解啓発を進める必要があります。
② 事業の効果性	4	東京都障害者センター等で相談事業実績のある区内NPO団体に事業委託することで、医師や他団体の専門家活用等、有効な事業が行えています。講演会や相談等につなげるため、周知方法を工夫する必要があります。
③ 事業の効率性	4	障害に関する地域の相談窓口の1つである障害保健福祉センターを活用することで、相談から機能訓練、障がい者福祉事業団と連携ができ、効率的な相談を行えています。今後は、情報共有・提供の場を検討していく必要があります。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	講演会や研修会等の事業を通じて、一般に理解が得られにくい高次脳機能障害について、家族・支援者・区民の理解が得られるという効果がみられているため、継続して実施します。 区は、当事業を通じて結成された家族会等を支援すると共に、支援に関わる事業者や機関の連携を図り、より良い支援を続ける必要があります。 平成30年度より、高次脳機能障害者が障害保健福祉センターでの機能訓練の対象となりました。利用者が安心して訓練を受けられるよう周知し、利用を促進します。

評価対象

事務事業名	重症心身障害者通所事業	開始年度	平成 21 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課発達障害者担当	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	③ 地域における自立生活を支える仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	在宅の重症心身障害者等に対し、通所の方法により地域での生活に必要な支援を行うことによって、重症心身障害者等の福祉の向上を図ります。
事業の対象	区内に住所を有する在宅の重症心身障害者、特別支援学校を卒業した者、または障害の程度が重度で一定の医療的ケアを必要とするために心身障害者通所施設等に通所できない者とします。
事業の概要	<p>港区重症心身障害者通所事業は、東京都の当事業要領に基づき、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の法内事業として実施します。既存事業である新橋はつらつ太陽に「あおぞら」として、社会福祉法人長岡福祉協会に事業運営を委託しています。以下に挙げる内容とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療的ケアの実施 2 理学療法、作業療法及び言語療法による機能回復訓練 3 日常生活における基本的動作訓練 4 集団生活への適応等の訓練 5 家族等の相談に応じ、必要な助言及び支援 6 車両による送迎 <p>定員 1日 5名 通所方法 対象者の心身の状態により、週2～5日と通所日を曜日固定している。</p>
根拠法令等	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 東京都重症心身障害児（者）通所事業実施要領 障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 港区重症心身障害者通所事業運営要綱 港区重症心身障害児（者）通所事業補助金交付要綱 港区重症心身障害者利用判定委員会設置要綱</p>

事業の成果

指標	指標1	利用者数（実数）			指標2	医療的ケア実施者数（実数）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	5	6	120.0%	平成28年度	5	6	120.0%	平成28年度			
平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度	6	6	100.0%	平成29年度				
平成30年度	7	—	—	平成30年度	5	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
平成29年度は定員を上回る登録数6人、今年度は特別支援学校高等部卒業生1名を迎え、登録数7人での開始となりました。今後もそれぞれ利用希望の卒業予定者がいます。医療的ケアの必要な人への地域での日中生活の場を確保でき、地域で日常生活を安定して過ごすことができている。また、家族の介護負担軽減ができています。今後、通所日を曜日固定をせず、いつでも通所できる体制を整備することで、通所しやすくなり、利用者数は定員を超え、数年後には更なる拡充策が求められます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	38,614	3,989	0	34,625	0	0	0	0	38,614	38,483	100%
平成29年度	38,623	25,942	0	12,681	0	0	0	0	38,623	38,596	100%
平成30年度	47,006	20,868	0	14,208	0	11,930	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
平成29年度は、通所数が増えていますが、障害者施策推進区市町村包括補助事業を得ています。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	対象者それぞれの心身の状態により、通所が可能な日数が異なりますが、できるだけ、体調の安定を図りながら、通所日数を増やせることを家族は希望しています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者総合支援法内の事業のため、各都道府県、市町村で行われています。
コスト削減の 工夫・余地	障害者総合支援法内の事業のため、国及び都より、3/4の費用負担があります。区負担の1/4分のうち、出席率に応じた都補助金があります。現在の運営は安定しており、削減の余地はありません。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	事業委託
委託等アウトソーシング の余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	登録児のなかで医療的ケアの必要な重症心身障害児が増加しています。また、医療の進歩が進み、様々な医療的ケアが求められ複雑化しています。安心、安全に利用していただくために、福祉施設としての受け入れについて検討が必要と考えます。また、重症心身障害者は特別支援学校を卒業後、地域での居場所が限られ、家族の介護負担は大きい状況です。体調を維持し、利用者全員が週5日まで通所日数を増加させられ、家族の介護負担の軽減を図る必要があります。
次年度へ向けた 事務の改善点	医療の進歩や医療的ケアの複雑化等の情報収集に努め、療育意見書や主治医意見書等書式を修正、整備する必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	今後も区民需要が見込まれ、事業の継続が必要です。
② 事業の効果性	4	達成率は比較的高く、利用者にとっては必要なサービスであると評価できます。
③ 事業の効率性	4	区直営ではなく、業務委託をしています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針)	重症心身障害者は、障害の程度が重度であり、医療的ケアが必要な利用者が多いため、ある程度のハード・ソフト両面の整った環境が必要です。そのため、地域での居場所は限られてしまいます。利用者が体調を維持し、通所できる日数を増やせることで家族の介護負担が図れます。 体調の維持管理に配慮しながら、プログラムの充実を図り、今後も継続が必要な事業です。
※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	

評価対象

事務事業名	障害者自立支援事業	開始年度	平成 19 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	④ 障害者が特性に応じて就労できる仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	障害者に対し、花壇維持の技術指導等を行うことで、花壇の衛生管理や花の選定作業などの専門知識を獲得させるとともに、障害者に就労の場を提供します。また、作業を通して、区役所、障害保健福祉センターの美化活動や環境整備を行います。
事業の対象	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号9）」による就労移行支援の支給決定を受けている人
事業の概要	区役所本庁舎・議会棟のプランターの管理、障害保健福祉センターの花壇（一部）の草花への水やり、花殻摘み、作業に伴うゴミの収集等を行います。
根拠法令等	—

事業の成果

指標	指標1	就労移行支援利用者数			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	23	15	65.2%	平成28年度				平成28年度			
	平成29年度	23	14	60.9%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	23	—	—	平成30年度		—	—	平成30年度		—	—
指標から見た事業の成果	区役所等の公共機関の環境整備に努め、花壇の維持管理に携わることで、心ゆたかで健康な都心居住を支援し、障害者の雇用の場を確保する目的を果たしています。											

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,702	1,430	0	272	0	0	0	0	1,702	1,702	100%
平成29年度	1,706	0	0	272	1,434	0	0	0	1,706	1,705	100%
平成30年度	1,706	0	0	272	1,434	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	委託事業のため、執行率は良好です。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	一般就労が難しい障害者等が地域で自立した生活を送るため、就労の場の提供は今後も需要が見込まれます。また、現在、区内にプランターや花壇管理等の作業を行う障害者就労支援施設がないため、就労支援メニューの充実といった側面でも、需要があると考えます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	障害者の就労支援に係る事業は、他の自治体でも実施しています。
コスト削減の工夫・余地	本事業は、現在、障害者の就労に関する豊富な知識と実績を有する、みなと障がい者福祉事業団に委託し、実施しています。障害者の就労の場の提供を行う本事業の目的から、事業費を削減することや、事業者選定にあたって、コスト削減を目的として入札をすること等は、本事業になじまないと考えます。なお、技術指導員報酬に当たっては、東京都包括補助金を活用しています。
委託の有無	全部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	区役所本庁舎・議会棟のプランターの管理、障害保健福祉センターの花壇（一部）の草花への水やり、花殻摘み、作業に伴うゴミの収集等。
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	・ 障害者就労支援事業の一環ですが、本事業を障害者就労支援事業から独立させていることの経過が不明であり、障害者就労支援事業への吸収を含めて検討していく必要があります。 ・ 現在、本庁舎内の一部の花壇管理を行っていますが、優先調達に基づき、今後管理する花壇を増やすように働きかけ、さらなる雇用の拡大をしていく必要があると考えます。
次年度へ向けた事務の改善点	・ 次年度予算要求時に財政課と協議をし、障害者就労支援事業と障害者自立支援事業の統合を検討します。 ・ 次年度予算要求時に花壇管理について、優先調達による契約が可能か、その場合のみなど障害者福祉事業団の対応が可能かを検討し、課題改善に努めます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者が地域で自立した生活を送るため、一般就労が難しい障害者に対し、就労の場を提供する本事業は、今後、より需要の高まる事業であると考えます。
② 事業の効果性	4	一般就労が難しい障害者に対し、就労の場を提供することができています。
③ 事業の効率性	4	本事業は、障害者の就労に関して専門性の高い事業者へ委託することで、障害者に対して、効率よく、支援及び指導ができています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	法定雇用率も上がり、優先調達法も周知されつつある状況の中で、障害者の雇用の充実を図るため、就労支援の強化は必要です。 本事業は障害者に対して就労の場を提供することで、雇用の拡大と就労メニューの充実をもたらしていますが、改善をしたうえで今後、本事業を継続します。

評価対象

事務事業名	精神障害者就労支援事業	開始年度	平成 22 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	④ 障害者が特性に応じて就労できる仕組みづくり		

事業概要

事業の目的	精神障害者の社会参加の拡大を図り、就労支援の拠点（みなと保健所内喫茶軽食コーナー「カフェ フェリーチェ」）を設置し、就労支援の強化を図ります。 また、精神障害者地域活動支援センター事業、あいは一と・みなとの日常清掃業務を、精神障害者を主な対象とする就労継続支援B型に委託することにより、精神障害者が安定してその力を発揮し、意欲を持って仕事に取り組めることを目的とします。
事業の対象	主に精神障害者が通う区内の就労支援事業者
事業の概要	区は、精神障害者が安定してその力を発揮し、意欲を持って仕事に取り組めるよう就労支援の拠点として、みなと保健所内喫茶軽食コーナー カフェ フェリーチェ（平成23年度）を設置しました。運営について、区が運営場所を整備して貸付け、西麻布作業所（就労継続支援B型）が分室として運営しています。また、区は、精神障害者の就労の機会を提供するため、あいは一と・みなとの日常清掃を就労継続支援事業B型の事業所に委託しています。 この他に、障害者就労支援の福祉売店のうち、平成22年に設置した高輪福祉売店「ろぜは一と」は、主に精神障害者を対象としています。このように、区は場の提供や機会の提供を図ることにより、精神障害者の就労の実現を支援しています。
根拠法令等	ろぜは一とは港区福祉売店実施要綱

事業の成果

指標	指標1	就労支援拠点における精神障害者の従事者数			指標2	カフェ フェリーチェ利用者勤務時間【平均時間】			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
		平成28年度	26	26		100.0%	平成28年度	—				
平成29年度	26	26	100.0%	平成29年度	—	—	—	平成29年度				
平成30年度	28	—	—	平成30年度	1.4	—	—	平成30年度		—	—	

指標から見た事業の成果
みなと保健所内喫茶軽食コーナー「カフェ フェリーチェ」15名、あいは一と・みなとの日常清掃業務11名、合わせて26名でした。年度当初は24名であり、一年で2名増えました。26名は妥当な人数といえます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	4,746	4,746	0	0	0	0	0	0	4,746	4,745	100%
平成29年度	4,746	0	0	0	4,746	0	0	0	4,746	4,745	100%
平成30年度	5,126	0	0	0	5,126	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
前年度同様、妥当と思います。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	みなと保健所の保健指導調整担当や総合支所の地区担当保健師等との情報共有や調整を継続的に行いました。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	精神障害者への雇用確保策については、区民から根強い要望があります。また、精神障害保健福祉手帳の所持者は、毎年大幅な増加傾向にあります。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他の自治体でも多く見られる手法です。また、区でも他の障害分野で採用されている手法です。
コスト削減の工夫・余地	予算上は、他の事業に計上されていますが、各拠点の事業費は障害者総合支援法の障害福祉サービス報酬や、東京都の補助事業を活用するなど、財源の確保を行っています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	【あいは一と・みなと清掃等業務】 ①日常清掃並びに施設内のゴミの収集・指定集積場所までの運搬②花壇等維持管理③廃棄物の計量
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	区は、精神障害者を主な対象とする就労支援拠点を3か所整備し、これとは別に民間事業者による就労継続支援事業も区内に開設されています。精神障害者は、調子による体調の変動が大きい反面、様々な能力を持つ方もいます。従来の就労支援事業に加え、障害特性を踏まえつつ、その能力を活かせる多様な就労内容・形態を提供できる仕組みを構築する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	保健所デイケアや総合支所の地区担当保健師等に、就労支援拠点の就労従事者の欠員状況等の情報提供を行い、就労支援拠点の稼働率を保ちます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	障害者就労支援事業の整合性を図りつつ、精神障害者を対象とする就労支援事業の展開について、検討を行う必要があります。
② 事業の効果性	4	様々な手段を活用して、精神障害者の就労の場や機会を提供出来ていますが、精神障害の特性から継続して就労することが難しい傾向にあります。
③ 事業の効率性	4	補助事業や給付事業の活用が出来ています。就労意欲のある者への就労の場の提供や支援方法の検討が必要と考えられます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	精神障害者の就労の拠点を整備するとともに、業務委託を通じて就労の場を提供することにより、一般就労にが困難な精神障害者に対して、日中の活動の機会を提供し、精神障害者の地域生活を充実する効果があります。いずれの事業も登録者数や利用定数を満たしており、区民のニーズは高いと判断します。 また、平成30年度から精神障害者も法定雇用率の算定対象となる等、労働環境の改善も進んでいますが、すぐに雇用には結びつかない障害者も多数存在するため、障害者の就労支援の場を確保する目的は妥当です。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

評価対象			
事務事業名	障害者サービス提供事業者育成事業	開始年度	平成 23 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者支援係	種別	—
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑤ サービスの質の確保・向上		

事業概要	
事業の目的	障害者サービス提供事業者及び障害者ホームヘルプサービス従事者等を対象として、障害者福祉の知識普及や介護技術の向上を目的に実施します。
事業の対象	港区在住・在勤の障害児・者を支援している人
事業の概要	<p>①障害児・者を支援している事業所の職員、家族等への研修 (障害者関係の事業所等で障害者・児を支援しているスタッフや家庭で障害者を介護している区民・その他障害者福祉に関心のある区民を対象)</p> <p>②特定医療に関する喀痰吸引等の実施可能な第3号研修 平成25年度まで区で研修を開催。平成26年度からさくら会で開催する研修に参加する人への参加料の一部を助成</p>
根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 地域生活支援事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	①の実施回数			指標2	①の参加者数			指標3	②の3号研修参加者		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	8	8	100.0%	平成28年度	280	199	71.1%	平成28年度	15	6	40.0%
平成29年度	8	8	100.0%	平成29年度	280	321	114.6%	平成29年度	15	2	13.3%	
平成30年度	8	—	—	平成30年度	350	—	—	平成30年度	8	—	—	
指標から見た事業の成果	この研修への参加により障害児・者への理解を促進し障害者が住みやすい社会の創出に貢献しています。介護職による特定医療の介護が可能となる研修の随時実施により、ヘルパーによる軽度な医療的ケアの実施が可能なる環境ができてきています。 ②の3号研修については平成27年度から介護保険担当において同様の研修に対しての助成を開始しました。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	1,112	1,092	13	7	0	0	0	0	1,112	513	46%
平成29年度	1,134	749	13	6	366	0	0	0	1,134	464	41%
平成30年度	742	0	13	6	723	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	予算執行状況が悪く、平成30年度予算においては、適切な予算規模の要求としました。										

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	障害種別分野に応じての研修を開催しています。今後も区民ニーズに応えるべき研修の開催に努めていきます。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	他区においても同様の事業を行っておりますが、港区の充実度は高い状況です。平成29年度は、アンケート(回答数227)において213名の方に大変参考になったとの評価をいただきました。
コスト削減の工夫・余地	障害児・者を支援している人への研修は企画から開催まで全て係職員が担っていて工夫・余地はありません。3号研修については年に1回の研修開催から、さくら会に参加することへの支援に変えたことにより、効果的な研修で受けやすい環境ができました。
委託の有無	なし 一部委託 全部委託
委託の内容	—
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	制度改正等の頻度が多い障害福祉分野において、障害者サービス提供事業者や障害者ホームヘルプサービス従事者等の要望や実践に即した講演内容や講師等を提供する必要があります。
事業の課題	障害児・者を支援している人への研修については、区民ニーズを十分に踏まえ更に充実を図ります。3号研修についてはさくら会への参加状況を評価し、今後の充実を努めます。
次年度へ向けた事務の改善点	障害児・者を支援している人への研修は、積極的な周知により参加者が大幅に増加しました。今後も、時間に余裕をもった周知と各回の参加決定通知の送付、区民のニーズを踏まえた講師選定を行い、さらに研修の充実を図ります。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	5	福祉施設での職員の資質向上も課題となっている現状ではさらに必要性が高まっています。
② 事業の効果性	4	区民ニーズに対応して実施し障害者の理解を深めることに寄与しています。
③ 事業の効率性	4	さくら会に参加することへ支援方法を変更したことにより、研修を受けやすい環境ができます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	研修等を通じて、障害者が地域で豊かに生活していける環境づくりや、区民の障害への理解が深まっており、事業を継続する必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

No 247

平成30年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	障害者差別解消推進	開始年度	平成 27 年度
所属	保健福祉支援部障害者福祉課障害者福祉係	種別	28 新規
所管課長	保健福祉支援部障害者福祉課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(23) 障害者のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	① 障害者が安心して暮らせる社会の実現		

事業概要

事業の目的	地域全体へ障害者差別解消法の趣旨を浸透させるとともに、相談体制の整備や地域ネットワークを構築することにより、地域全体で差別の起こらない地域社会の実現を目指します。
事業の対象	区民、職員
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法啓発講演会の開催 ●障害者差別解消法職員研修の実施 ●障害者差別解消地域支援協議会の開催 ●差別解消法啓発リーフレット等の作成
根拠法令等	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱

事業の成果

指標	指標1	啓発講演会の参加者数			指標2	職員研修の参加者数			指標3	差別解消法啓発リーフレット配布数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成28年度	200	—	—	平成28年度	330	210	63.6%	平成28年度	—	—	—
平成29年度	200	134	67.0%	平成29年度	60	49	81.7%	平成29年度	8,000	7,300	91.3%	
平成30年度	250	—	—	平成30年度	80	—	—	平成30年度	6,500	—	—	

指標から見た事業の成果

- ・啓発講演会のアンケート結果では、「大変参考になった」「参考になった」と回答した割合が8割を超えていました。参加者の高い満足度を示しており、事業の効果があると考えます。
- ・職員研修について、平成28年4月1日に法律が施行されたため、28年度は研修の回数も増やして重点的に行いました。29年度以降も、対象をしぼり、内容を工夫して実施していきます。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成28年度	3,389	2,227	775	387	0	0	243	0	3,632	3,408	94%
平成29年度	3,950	0	1,974	987	989	0	157	0	4,107	3,560	87%
平成30年度	3,145	0	1,570	785	790	0	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況

毎年度流用実績があるため、事業費は今後増加する見込みです。

事務事業を取り巻く状況等	
前回評価からの改善事項等 (付帯意見への対応等)	—
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	障害者差別解消法の施行にあわせ、マスコミで取り上げられることもあり、区民の関心は高まっています。更なる、普及啓発が求められています。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	東京都は、障害者週間内、またはその前後にて、障害者差別解消法の普及や合理的配慮の提供を促すことを目的とした講演会等を開催しています。 障害者差別解消支援地域協議会は、港区を含めた18区で設置しています。うち、自立支援協議会に機能付加している区は、5区です。
コスト削減の工夫・余地	限られた予算の中で、効果的に事業を実施しています。 また、補助金等の歳入確保に努めています。
委託の有無	一部委託 なし 一部委託 全部委託
委託の内容	シンポジウムの会場設営及び舞台運営・進行等 啓発漫画「みなとも」改訂版の制作等業務委託
委託等アウトソーシングの余地・可能性 (委託なしの場合)	—
事業の課題	講演会の開催は、障害者差別解消法の理解を深めるための事業として適していると考えます。より多くの区民及び民間事業者に参加していただけるように効果的な周知方法、開催内容について、検討していきます。また、障害者差別解消支援地域協議会を障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための会議体である障害者地域自立支援協議会に機能付加していくなど、運営面での効率性を検討する必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点	障害者差別解消支援地域協議会は、立ち上げから2年を経過し、施策を総合的かつ計画的に推進する障害者自立支援協議会にその機能を付加することを検討する必要があります。 また、差別解消には民間事業者の理解促進と協力が不可欠であり、より啓発活動に取り組む必要があります。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 事業継続の必要性	4	講演会開催、リーフレットの配布等を通じ、区民や民間事業者等が法の趣旨や障害者への理解を深め、障害のある人もない人も、共に生きる地域社会について、地域全体で考える契機とするため必要です。
② 事業の効果性	4	啓発講演会のアンケート結果では、「大変参考になった」等と回答した割合が8割を超え、事業の効果があると考えます。また、作成したリーフレット（啓発マンガ）を用いて授業を行ったという小学校もあり、効果的に活用されています。
③ 事業の効率性	4	会場設営・運営及びリーフレットの作成については、委託することによって、職員の事務の軽減化を図るとともに効率的な事業運営を行っています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
所管課による評価の理由 (事業に対する取組方針)	障害者差別解消法の施行から2年が経過し、事業内容について、見直しが必要な部分もありますが、今後も、区民や民間事業者等が法の趣旨や障害者への理解を深め、障害のある人もない人も、共に生きる地域社会について、地域全体で考えていくため、啓発講演会の開催及びリーフレットの作成等、法の周知啓発に積極的に取り組んでいく必要があります。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	